

1 2 月 9 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | | |
|-----------------|---------------|-------|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 | |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 | |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 | |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 | |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 | |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 | |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 | |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 | |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 | |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 | |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 | |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 | |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 | |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 財 政 係 長 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 企 画 調 整 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 今後の子育て支援についてほか | 祢津明子 議員 |
| (2) 地域交通についてほか | 大日向進也 議員 |
| (3) 性の多様性についてほか | 山城峻一 議員 |
| (4) 障害者福祉についてほか | 玉川清史 議員 |
| (5) 一般廃棄物（ごみ）についてほか | 小宮山定彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、4番 祢津明子さんの質問を許します。

4番（祢津さん） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、今後の子育て支援について。

イ、保育園、幼稚園について。

人生100年時代を見据え、人づくりこそが時代を切り開く原動力として、政府が掲げた人づくり革命の目玉政策の一つに、2019年10月より、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども達、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども達の利用料が無償化となりました。

無償化の趣旨は、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性とのことですが、消費税増税に伴う景気低迷を打破したい政府や各市町村では、子どもの保育料を無料にすることで、町おこし、人口の増加を促進させたいという考えもあったかと思えます。

そこで、まず1つ目の質問として、令和元年8月、内閣府・文部科学省・厚生労働省の「幼児教育・保育の無償化について」の資料によりますと、財源については、財源負担の在り方は国と地方で適切な役割分担をすることが基本で、消費税率10%への引き上げによる増収分の使い道

を見直すことにより、必要な財源を確保する。負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1。ただし、公立施設は市町村等10分の10、財政措置として初年度に要する経費を全額国費で負担。事務費は、初年度と2年度を全額国費、システム改修費は、平成30年度、令和元年度の予算を活用して対応するという記載がされています。

そこで、新制度がスタートすることによる町の財政負担はどのようになりましたか。

2つ目に、保護者の方たちの中から、無償化だからこそ幼稚園へ入園させたいという声や、まず幼稚園に入園希望を出し、定員がオーバーしたら保育園に入園させるという保護者、または、仕事の都合で保育園に入りたいが定員オーバーと言われ、幼稚園へ入園という声も聞こえてきます。

そこで、新制度がスタートすることによる保育園、幼稚園の入園者の状況はどのようになりましたか。

3つ目に、無償化で保護者にとっては子どもを預けやすくなったと思います。しかし、無償化になっただけで、保育士の確保が難しい状況は変わったわけではありません。今のところ大きな環境の変化はないかもしれませんが、今後、職員が少ない中でたくさん子ども達を見ることになっていくことも予想されます。一人一人の子どもへの手厚い対応が難しくなることで、保育の質の低下を招くのではないかと懸念しています。

そこで、保育士の人数や保育体制に何か変化はあったのでしょうか。

4つ目に、申込み締め切り後の入園希望者にはどのように対応しているのでしょうか。

次に、ロ、町立保育園に特色を。

現在、世界で注目されている子どもの自主性を伸ばす教育法として、イエナ・プラン教育、シュタイナー教育、モンテッソーリ教育などがあります。「自律と共生」がテーマであるイエナ・プラン教育は南佐久郡佐久穂町の大日向小学校が、「からだ・こころ・あたまのバランス」がテーマであるシュタイナー教育は飯綱町のみんなの学校、「自己教育力」がテーマであるモンテッソーリ教育は長野市吉田マリア幼稚園、上田市の芙蓉園が教育基本理念として取り入れ、将棋の藤井聡太さんや、マイクロソフトのビル・ゲイツ氏、フェイスブックのマーク・ザッカーバーグ氏が受けたことで有名です。

今年の4月には、自己主導の学び、協同の学び、探求の学びを展開する幼少中混在校として、軽井沢風越学園が開設、来年2021年4月には、上田市に「知識、スキル、姿勢。世界という選択肢を全ての子ども達へ」を理念として、幼児期から日本人らしい国際人の心とスキルを、様々な体験を通して育てるインターナショナルスクールオブ長野の上田キャンパスが、2拠点同時オープンとなる予定です。

このように、幼児教育に加えプラスアルファで英語、音楽、運動、自然など何かに特化し、戦略性を持った私立幼稚園、私立保育園などがたくさん出てきています。

その中で、公立保育園はどのようにしていけばよいのでしょうか。私立同様戦略性を持つ必要があるのでしょうか。それとも、私立へ受け入れられない子どもの受け皿としてやっていくのでしょうか。無償化によって保護者のニーズや、今までとは違う幼児教育の考えが出てきたときに、行政としてどう対応していくのでしょうか。

そこで、質問いたします。

1つ目に、現在、町の保育指針はどうなっているのでしょうか。

2つ目に、これまでの町独自の取り組みについて、どうなっているのでしょうか。

3つ目に、村上保育園はびんぐし公園が近いため、通常保育プラス自然保育、坂城保育園は、子育て支援センター併設を生かし、通常保育プラス特性のある子ども達に、より手厚い保育、南条保育園は、小学校での音楽活動が盛んなので、通常保育プラス音楽など、3保育園それぞれに特色を持たせることも一つかと考えますが、町のお考えをお尋ねします。

次に、ハ、子育て世代包括支援センター設置について。

ニッポン一億総活躍プランにおいて、令和2年年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととされています。

子育て世代包括支援センターとは、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談・支援を提供するワンストップ拠点です。母子保健法の改正により、平成29年4月から母子健康包括支援センターを市区町村に設置することが努力義務とされ、さらにセンターについては、平成26年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを、包括的に運営する機能を担うものであり、専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うことを期待し、設置を進めているものです。

そこで、質問いたします。

1つ目に、第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画の中にもある子育て世代包括支援センターの設置目的と今後の取り組みについて、どうなっているのでしょうか。

2つ目に、子育て世帯の方に対し、乳幼児健診やイベント案内等の地域情報を発信するために、令和2年4月1日より登録が可能となった、さかき子育て応援アプリ『はぐはぐ』が導入されました。母子健康手帳に併せてお子様の健康データの記録、管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供など、便利な機能が充実しているとのことですが、その登録者数及び登録者数を増加させるための取り組みがどうなっているのでしょうか。

以上、イ、ロ、ハについてお伺いいたします。

町長（山村君） おはようございます。

ただいま祢津議員さんから、1番目の質問としまして、今後の子育て支援について、イ、ロ、ハとご質問がありました。

その中、イの保育園、幼稚園についてのご質問につきまして、私が主に制度全般についてお答え申し上げます、詳細につきましては担当室長から答弁いたします。

まず、平成24年8月に、子どもや子育てをめぐる様々な課題を解決するため、子ども・子育て関連3法、これは子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、そして、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、この3つでございますけれども、これが成立し、27年4月から、子ども・子育て支援新制度が開始されました。

この子ども・子育て支援新制度の主な取り組みの1つ目としまして、子どもの数が減少傾向にある地域において、保育機能を確保するための給付制度として、幼稚園、保育所、認定こども園への施設型給付と、小規模保育等への地域型保育給付が創設されたところであります。

2つ目といたしましては、幼稚園、保育所それぞれの機能と特徴を兼ね備えた認定こども園のさらなる普及、そして3つ目といたしましては、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の拡充を図ることが掲げられております。

新制度が開始されてからこれまでの5年間、町では平成27年度から令和元年度までの第1期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもや子育てに関する支援対策として、保育園、子育て支援センターを福祉部門から教育委員会へ所管替えを行い、子ども支援室を新たに創設して、総合的に子育てを推進してまいったところであります。

次に、新制度に伴う財源についてですが、新制度に変わり新たな財源といたしましては、子ども・子育て支援交付金が創設されました。交付要綱に定められた一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などを実施し、子育て事業を推進することで、国と県からそれぞれ交付金を受けているところであります。

子育てに関する町の財政負担でございますが、市町村が行う事業は、地域子ども・子育て支援事業と法律上位置づけられているところであります。

町では、子育てに関する悩み、育児に対する不安など、相談体制の拡充を図り、子どもの成長・発達に合わせた専門の相談員による指導など、子育てや保育事業全体に要する事業費の拡大と保育負担金等の歳入の減額分も加わり、財政負担といたしますと増加しているというのが現状であります。

さらに、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、昨年10月からの6か月間、町立保育園の無償化に対しましては、国が消費税増税分を財源に、全額臨時交付金として補填されましたが、今年度以降につきましては、地方財政措置として普通交付税の需要額の一部に算定されることから、無償化以前の保育料相当額と単純に比較することは困難であるということでもあります。

また、無償化のほかに、昨年度から変わった点としますと、今年4月から町内の私立幼稚園が安定的・継続的運営を行うため、新制度である施設型給付を受ける幼稚園へと移行する選択をさ

れました。

具体的には、新制度における施設型給付対象の幼稚園は、地域のニーズや需要に対して供給できる体制を整えること。人材確保や質の向上に努める幼稚園として町が確認と指導監督を行い、国、県、町から財政面での支援を受けるものであります。

ただし、新制度への移行により幼稚園の教育方針や独自の建学に基づく教育内容が変わるものではありません。

また、保護者が負担する利用料につきましては、無償化実施に際し、幼稚園利用者には上限額が設定されておりましたが、4月からは町立保育園の3歳以上児と同様に無償となりました。

今後も、全ての子どもに質の高い教育と保育を提供するという新制度の目標の下、町内保育園と幼稚園が共に坂城町の子どもが地域でのびのびと健やかに成長できるよう、坂城の子は坂城で育てるのローガンの下、子育て世帯への経済的支援を継続し、子どもや子育て家庭を切れ目なく、さらにいろいろ支援してまいりたいと考えております。

子ども支援室長（鳴海さん） 私からは、1、今後の子育て支援についてのうち、イ、保育園、幼稚園についてと、ロ、町立保育園に特色をについて、順次お答えいたします。

新制度がスタートしてからの入園者の状況でございますが、まず、保育園におきまして3園合計人数は、平成27年度が312人、28年度が324人、29年度が345人、30年度が346人、令和元年度が335人、2年度が324人となっております。

また、町内の幼稚園の入園者数は、27年度が71人、28年度が57人、29年度が54人、30年度が50人、元年度が52人、2年度は54人という状況でございます。

新制度開始以降、30年度までの推移といたしますと、保育園の入園者数は増加する一方、幼稚園は減少しており、これらの要因として、子育てをめぐる環境の変化と合わせて、就労する家庭の増加などが考えられ、長時間預けることのできる保育園を選択されたことや、町の子育て世帯の経済的な支援策などが影響したものと捉えています。

そして、幼稚園につきましては、昨年10月から国の施策で実施されました幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児の利用料が月額2万5,700円まで無償となったこと。さらに、今年度からは新制度で創設されました施設型給付を受ける幼稚園に移行しましたことにより、保育園と同様に利用料が無償となりましたので、昨年度と今年度については入園者が増加しているといった状況でございます。

次に、保育士の人数や体制の変化についてでございますが、保育体制といたしますと、保育にあたる保育士の数は、国で定めている基準に基づき配置しておりますので、新制度の開始による体制の違いはございません。

また、入園申込み締切り後の希望者への対応というご質問でございますが、保育の必要性を認定した後、希望される保育園の申込み状況、クラスごとの児童数等により随時対応を行っております。

ます。

町立保育園では、申込み状況からクラス編成を行い、新年度の保育体制を整えておりますが、その年により希望する園や人数が異なることもあり、利用に際しましては調整をさせていただくケースもございます。

町内保育園と幼稚園につきましては、子どもの成長や発達に関し、子育て支援センター相談員をはじめ、各分野の専門の先生方から助言をいただくなど、早期からの必要な支援につなげるため、スムーズな連携のさらなる強化に努めていきたいと考えております。

続きまして、ロ、町立保育園に特色を、の質問についてお答えいたします。

町保育園の保育指針につきましては、厚生労働省が告示する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準として、平成30年度に改定された保育所保育指針を基に、町の目指す保育目標を定めております。

この国が示す保育所保育指針には、保育園の基本となる考え方や保育内容、子どもの健康・安全、子育て支援及び職員の資質向上が具体的に示されており、運営に関しては、この指針において規定される基本原則を踏まえ、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとされております。

町が目指す保育園の姿といたしまして、子ども一人一人を大切にし、保護者とともに地域に根差した保育園を掲げ、心身ともに健康な子どもを育むため、友だちと本気で遊べる子ども、友だちを大切にし、おもいやりのある子ども、そして、最後までがんばれる子どもの3つを保育目標としております。

各保育園では、この国の保育指針及び町の保育目標に基づいた保育におけるねらいとして、健康、人間関係、環境、言葉そして表現の5つの観点から、保育士が子どもの健康と安全を配慮し、子どもの発達や一人一人に合わせた保育を行っております。

また、保育に当たる保育士は、子どもの小学校入学までに自立心を育て、人と関わる力を養うこと、友達との様々な体験の中から協同性を育むこと、また、身近な環境に親しみ、興味や関心を持って豊かな感性が育つよう、状況に応じた支援を大切にした保育に努めているところでございます。

次に、町独自の取り組みにつきましては、これまで子育て世代への経済的支援を講じてまいったところでありまして、平成26年度からは保育園の同時利用でない場合につきましても、第3子以降のお子さんの保育料を半額とし、28年度からは第3子以降のお子さんの年齢に関係なく、保育料を無料としてきたところであります。

また、昨年の10月から開始となりました3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども達の利用料が無償化されたことと合わせまして、保育園では、主食以外の副食費につきましても、同時通園の第2子については半額とし、年齢に関係なく第3子以降につ

いては無料としているところでもあります。

こうした経済的支援のほかにも、幼保小中高の連携を図り、個々が必要とする様々な支援を行う体制を整え、インクルーシブ教育の推進を町独自の取り組みとして図ってまいったところがございます。

続きまして、町立保育園に特色をとというご質問ではありますが、先ほど申し上げましたそれぞれの園の保育におけるねらいを踏まえ、3保育園におきましては、それぞれの地域性や園の特徴を生かした保育に努めております。

園ごとに申し上げますと、南条保育園では3園の中でも在園児数が一番多いことから、園生活の中では異年齢の園児同士の関わりを大切にし、みずからの気づきや、優しい心を育む保育を行っております。また、園庭には大型複合遊具があり、体の動きやバランス感覚を遊びの中から養うことができますし、園庭の段差を使った芝滑りなどを行うことで、楽しみながら体力づくりができています。

次に、坂城保育園であります。坂城保育園は、坂城地区のほぼ中心に位置していることから、公共施設を活用した園外活動を行っております。例えば、鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館を訪れたり、坂城駅や坂城神社も散歩コースの中に含まれております。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のために行えませんでした。例年ですと、駅前の169系を使ったクールシェアスポットで、電車内で紙芝居を見たり、坂城高校との交流として、年長児が高校の文化祭に招待されダンスを披露し、また、保育園の運動会には高校生が園へ出向いて園児の応援をしたり、一緒にソーラン踊りをするなど、楽しく交流が行われております。

そして、園舎の2階には、子育て支援センターが併設されていることから、年長児を対象に図書コーナーで本を借りることができ、みずから手に触れ好きな本を選ぶことができるのも特徴の一つとなっております。

また、村上保育園では、隣接するびんぐし公園を利用して、日々の保育の中で自然や季節を感じることができ、遊びの中から探求心や好奇心を育む保育をしています。

そして、今年度は新型コロナウイルス感染症の関係で実施できませんでしたが、地域にある施設の高齢者の方々と手遊びをしたり、歌を歌ったり、直接交流することでしか味わえない体験を行っています。

加えまして、3園共通の特色といたしますと、小学校に配置されているALT、外国語指導講師が各保育園の年長・年中児クラスを対象に毎週訪問し、子どもが英語をより身近に感じることができるように、英語遊びの時間を取り入れています。幼児期から正しい発音を耳にし繰り返すことで、単語や挨拶が身につくなど、英語に親しみ学ぶ時間を定期的・継続的に設けております。

このように、それぞれの保育園では地域の方々との関わりを大切にしながら、自然豊かな環境

の中で保育を実施しております。町立保育園でありますので、特色などに大きな違いはありませんが、保育は保育士との関わりだけでなく、地域との結びつきや保護者との連携、関係機関や団体との関わりを重視し、保育を行っているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） ハ、子育て世代包括支援センター設置についてのご質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師などの専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や、関係機関と連絡調整をするなどして、母子保健分野と子育て支援分野の両面から切れ目のない支援を提供することにより、育児不安や虐待の予防に寄与することを目的とし、平成28年6月2日の閣議決定により、本年度末までに全国展開を目指し取り組むこととされました。

子育て世代包括支援センターの具体的な業務といたしましては、妊産婦健診、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業など、妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うことが求められており、1、妊産婦、乳幼児等の実情を把握すること。2、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと。3、支援プランを作成すること。4、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこと、の4つが必須業務と定められております。

これらの業務につきましては、保健センターの母子保健に関する各種健診や相談事業、また子育て支援の総合窓口である子育て支援センターでの相談など、現状においても既におおむねの業務を行っております。

子育て世代包括支援センターの目的は、子育て世代への切れ目のない支援の提供が最大の目的であることなどに鑑み、保健センターと子育て支援センターの双方が持つ情報の共有など、連携をより強化する中でその機能を最大限発揮できるよう、検討を行っているところでございます。

続きまして、子育て応援アプリについてでございます。

子育て応援アプリは、子育て世帯に対し、乳幼児健診やイベント案内等の地域情報を発信するとともに、母子健康手帳と合わせてお子さんの健康データの管理・記録や、予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供などの機能があり、無料で利用していただくことができるもので、今年の4月から導入いたしました。

導入から8か月が経過した12月1日現在、登録者数は97人となっており、利用されている方からは、乳幼児健診や予防接種のお知らせが事前が届くため、受診忘れ防止に役立っている、記念日等の記録に写真も保存できるので、楽しく利用している、などといった感想をいただいているところです。

町といたしましても、子育てに役立つツールとして、妊娠届の提出時や妊婦とその家族を対象

としたハッピーベビー教室に参加された際に、子育て応援アプリを紹介し、その場で登録していただくといったことを実施しているところがございますが、引き続き広報さかきでのお知らせや、乳幼児健診等、子育て世帯の方が集まる機会を捉えてご案内をし、登録者数増加のための取り組みを行ってまいります。

4番（柘津さん） ただいま町長、担当課よりご答弁いただきました。

イについてですが、坂城町は他市町村に比べ加配の先生の充実、家庭児童相談員、臨床心理士の先生による相談対応と巡回相談の充実、まいさぼ信州長野、社会福祉協議会との連携が密であり、現時点では素晴らしい体制で子ども達に対応していただいています。

Society 5.0の時代を見据え、行政のデジタル化を推進し、IoTやAIで利便性の高い新たなサービスをしていただき、子育て、教育、医療、福祉の分野で人でなければならない部分の担当職員を増員し、今後もより一層の坂城町の子ども達のためにお力添えをお願いしたいと思います。

ロについてですが、これからさらに人々の想像を超えて世界は変化していくと思います。そんな激動する時代の中をこれから生き抜いていかなければならない子ども達は、一体どのような力を身につければよいのでしょうか。また、先生や親、周りの大人はどのようなことを意識しながら子どもの育成を図る必要があるのでしょうか。

産業革命から始まった一昔前の時代の社会に求められる人材といえば、みんなと競う中で一番強い人、何でも満遍なくこなせる人、このようにみんなと同じことができ、その中で長けている人が重宝されてきました。そのため、教育においても、テストの点数がいいことや、集団を乱すことなくそつなく動けることが一番とされ、とにかく勉強の内容を覚えること、言われたことをしっかり守れる子ども達の育成に力を入れてきました。つまり、言われたことを吸収する力が求められるスポンジ力の育成教育だったかと思います。

ですが、今の時代は創造・刷新の0から1を生み出す力が求められる時代です。そのため、社会に求められる人材も変化しました。今、求められる人材は、あまり多くの人が目指さないところに目をつけ、アイデアを仕掛けられる人、ある領域に特化した異端児、このような人が今の時代の中心となっています。

そして、子ども達もちろん、産業革命のときに求められていたような力ではなく、創造と刷新の世界で求められる力を身につけるべきです。学校の勉強を頑張ることを否定するつもりはありませんが、生きるために必要な力や人として大切なことは、ほかにも山ほどあると思います。

今、教育は大きく変わるときが来ています。私は教育の究極の正解は、自分で決めて、自分の言葉に責任を持つことだと思います。ぜひ一人一人の子ども達に手厚く、地域みんなで最上位の目的である坂城の子は坂城で育てましょう。

ハについてですが、子育て世代包括支援センターが機能を発揮するためには、その存在や役割

について、妊産婦や保護者はもちろんのこと、地域の住民等にも十分な周知・広報を行い、地域の理解と信頼を得ることが基礎となります。

従来の解決型支援に、新たに伴走型支援を合わせた支援の多様化も必要です。保健、福祉、医療、教育など関係機関との連携と情報共有を図り、妊娠周産期からの一貫した切れ目のない相談、支援、情報共有の充実を推進していただきたいと思います。

アプリに関しては、日本人はミスが悪と考え、どうしても100%を目指す人が多いようです。批判は簡単です。まずは行動、行動しながら反省して変更する。それが今の時代です。日本人の100%神話では世界から後れを取ります。まずそれに気づき、7割よければ、まずやってみる。やりながらトライアンドエラーを繰り返す。そして、より使いやすいものを目指していただきたいと思います。

今後、さかき子育て応援アプリ『はぐはぐ』の導入促進と周知の徹底をお願いします。

次に、今後の介護・医療について。

イ、2025年問題について。

2014年3月定例会で、同僚議員が2025年問題について取り上げています。当時、前段として2015年問題があり、団塊の世代は2015年に65歳以上、前期高齢者となり、その後、急速に超高齢化が進み、2025年には75歳以上の後期高齢者となります。

4人に1人が75歳以上の超高齢化社会では、医療、介護、福祉サービスの需要が高まり、社会保障体制が破綻してしまうという指摘が当時からあったようです。そのときの町のお考えは、2025年問題の解決策として、坂城町健康づくり計画、すこやかさかき21に沿って、町民一人一人が健康で長生きできるまちづくりを進めていくとのご答弁でした。

そこで、質問いたします。

1つ目に、今まで坂城町健康づくり計画、すこやかさかき21に沿って2025年問題に対し行ってきた町の取り組みについてお伺いします。

2つ目に、今後の課題として、2025年問題でポイントとなるのが人口と労働力、医療、介護、社会保障費、空き家の5つだと思います。中でも介護については、要介護の高齢者が急増する一方での介護人材の不足や介護難民の急増も予測されています。

そして、厚生労働省の推計によると、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。介護人材不足、介護難民、老々介護、認認介護は、2025年問題において深刻な問題になるかと懸念しています。急増する高齢者に対し、介護人材不足、介護難民、老々介護、認認介護について、今後、町の取り組みについてお伺いいたします。

ロ、2040年問題について。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、その先に訪れるのが2040年問題と言われています。2040年問題とは、高齢人口が3,900万人となり、日本の高齢化が頂

点に達する年で、現役世代の急減により、介護、福祉における人手不足、社会保障費のさらなる増大が懸念されています。

2025年問題では高齢者の増加が課題になっていましたが、2040年問題の大きな課題は現役世代の急減にあります。2040年問題で起こり得る課題として、社会保障費、医療・介護、高齢者の貧困化、自治体の4つがあるかと思います。社会保障費、つまり医療・介護・年金・保育などの制度に使われる費用は、厚生労働省によると2040年の社会保障給付費の190兆円となり、121兆円であった2018年の1.6倍になると推計されています。医療・介護は社会保障費の内訳から見ると、医療が1.7倍、介護が2.4倍の増大が予測され、2040年には85歳以上の高齢者が1千万人を突破し、医療・介護のニーズが高まる一方、医師や介護士が不足し、十分な医療・介護が受けられない可能性が出ています。

高齢者の貧困化は、単身の貧しい高齢者が増えることにあります。団塊ジュニア世代は、就職氷河期世代にも重なります。団塊世代に比べて非正規雇用が多く、収入が不安定なため未婚率が高く、また、結婚しても子どものいない夫婦が多いのも特徴で、貯蓄が少ない。また、予想される年金の受給額も低くなります。

自治体は、2040年には空き家率が40%を超え、高度成長期に整備した道路、橋、下水道などのインフラが老朽化し、維持管理費の増大が懸念されています。

課題が山積みの2040年問題、どのような解決策があるのでしょうか。たくさんある課題の中でも一番取り組みやすいのは社会保障費の中の後期高齢者医療費削減だと思います。現在、病院やクリニックで受診した際の医療費の自己負担は、70歳未満が3割、74歳未満が原則2割、75歳以上が原則1割となっています。

団塊の世代が75歳以上になり、医療費の急増が予測される2022年度に向けて、一定以上の所得がある75歳以上の医療費の自己負担割合を引き上げるという方針が固まりました。

そこで、今後、町の後期高齢者に対し医療費削減をするために、どのような取り組みをしてくのか、お伺いします。

福祉健康課長（伊達君） 2、今後の介護・医療について。

（イ）の2025年問題についてから順次お答えをいたします。

2025年問題は、戦後の第1次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年に、日本はさらなる超高齢社会を迎えることで、介護・医療など社会保障費の増大、労働力の不足など、様々な問題の総称でございます。

内閣府の令和元年版高齢社会白書によると、2025年の75歳以上の後期高齢者人口は2,180万人になると予測されており、65歳から74歳の前期高齢者人口を加えると、総人口の約3割に当たる3,600万人以上が65歳以上の高齢者となり、生産年齢と言われる15歳から64歳の現役世代2人で1人の高齢者を支えるということが見込まれております。

町でも、こうした状況への備えとして、平成23年度から今年度までの10年間を計画期間とする坂城町健康づくり計画に基づきまして、様々な施策を実施してまいりました。

具体的には、まず自分の体の実態を知っていただくための取り組みとして、一般健診及び国保特定健診の受診勧奨と健診未受診の方への訪問等による未受診者勧奨を行い、健診受診率向上の取り組みを行ってまいりました。

また、健診受診後も集団健診の受診者で75歳未満の方には、集団ごとで行う結果の見方や健診結果などの保健指導という形態から、現在は、原則全ての方に結果報告会で個別の保健指導を行い、医療の必要性のある方へは、医療機関への受診勧奨を行うとともに、治療に移行した後も食事や生活習慣改善の取り組み等の支援を個別に行っております。

それに加え、平成29年度からは糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、糖尿病の重症化により透析になることを防ぐために、保健師、管理栄養士による保健指導などを行っているほか、30年度からは国保の特定健診受診料を無料といたしました。

これによりまして、令和元年度は、国保特定健診の受診率が58.7%と、これまでで最高となり、健診が定着してきていると考えているところで、こうした取り組みによる健康意識の向上が後期高齢者医療に移行した後も継続されることで、後期高齢者の方の健診やドックの受診が年々増えているという状況でございます。

今年度は、令和3年度から12年度までの新たな健康づくり計画策定の年でございます。新たな計画におきましても、引き続き、町民の皆さんの健康づくりを支援し、高齢化が進む中でも、健康寿命の延伸に資する計画となるよう策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2025年問題によって生じる主に介護に関する質問でございます。

高齢化率の上昇に伴い、必然的に介護サービスの需要が高まってまいります。一方では、労働力の不足ということによりまして、介護分野におきましても、介護人材不足が深刻な問題となっております。

長野県でも、福祉・介護人材の確保については広域的な問題として捉え、県が主体となって無料職業紹介や福祉・介護人材マッチング支援事業、福祉施設見学会、福祉の職場体験事業等の支援事業を実施しており、町でも福祉・介護分野に興味のある方へのご案内など、県と連携して取り組んでいるところで、町内の事業所の中には海外での人材確保に向けて取り組まれているというお話も聞いているところでございます。

また、高齢者の増加や介護人材、介護施設の不足等を要因とする介護難民につきましては、現状では主に都市部において問題になっておりますけれども、地方においても、こうした問題がいつ深刻化してもおかしくない状況でございます。

当町におきましては、県が策定する長野県高齢者プランに基づき、広域的な資源の有効活用を

行うとともに、町が策定いたします介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム等サービス基盤の計画的な整備に努める中で、利用者に必要なサービスが提供できるよう努めていきたいと考えております。

次に、高齢化の進行に加え、社会構造の変化による核家族化の進行で、独り暮らしの高齢者のみの世帯が増えたことなどを要因として、高齢者が高齢者を介護したり、あるいは介護する側される側双方が認知症といったケースが懸念されます。町の地域包括支援センターでは、これらの課題に対応するため、社会福祉協議会と連携して独り暮らし高齢者宅への訪問指導事業や介護予防教室等の介護予防事業の実施、要支援者等の介護予防ケアマネジメント事業、認知症の方に関する相談支援、成年後見制度や高齢者虐待への対応、医療機関、介護事業所との連携等、高齢者に関する包括的・総合的な相談、対応窓口として取り組んでいるところでございます。

また、こうした取り組みの一方、高齢化のさらなる進行が予想される中で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、医療や介護だけでなく地域の皆様の関わりを含め、高齢者の生活全般を支える地域包括ケアシステムの構築が不可欠であり、町としても地域住民グループと地域に根差した団体の活動を支援する中で、地域でのつながり、見守り体制の強化を図っているところでございます。

続きまして、(ロ)の2040年問題についてお答えをいたします。

今から20年後となる2040年には、さらなる高齢化の進行と相まって、支え手となる現役世代の人口が大きく減少することが予測されており、ご質問にありましたような様々な問題の発生が危惧されているというところでございます。

こうした問題の中で、人生100年時代を見据え、後期高齢者医療制度を将来にわたって持続可能なものとするための取り組みについては喫緊の課題となっており、現在、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、所得に応じた後期高齢者医療費の負担の在り方についての検討が進められているところでもあります。

制度そのものの枠組み等については、国の議論を待たなくてはなりません、一方では、医療費削減に係る取り組みがますます重要になってきており、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるための保険事業を充実させていく必要がございます。

これまで、後期高齢者の健康教育や健康相談、健康診査、保健指導など、健康の増進に必要な高齢者保健事業は、医療保険者であります後期高齢者医療広域連合が行い、市町村では74歳までの国保加入者に対して同様の国保保健事業を実施してきたことで、75歳以上の高齢者に対する保健事業の継続性や、あるいは保健事業と介護予防の一元的な対応が図りにくいといった課題がございました。こうした状況に鑑みまして、国では高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援をするため、高齢者の保健事業と市町村が実施している国保保健事業、介護保険制度における介護予防のための地域支援事業とを一体的に実施することが決定され、法改正がなさ

れたというところでございます。この一体的な取り組みによりまして、後期高齢者医療の被保険者になっても市町村が継続して保健事業を行うことで、健康状態を踏まえた適切な介護予防の取り組みが図られることが期待されます。

町では現在、これまで後期高齢者医療広域連合が保有していた後期高齢者の健診等のデータ提供を受け、分析を行うとともに、地域の課題を洗い出しております。令和3年度からの一体的な取り組みを通じ、後期高齢者の方の疾病予防、重症化予防、介護予防を図ることで、医療費の削減を目指してまいりたいと考えているところでございます。

4番（柘津さん） ただいま担当課よりご答弁いただきました。

（イ）については、老老介護や認認介護の原因は、医療の進歩、核家族化、他人に助けを求めることへの抵抗感、金銭的な理由が挙げられます。この一つ一つの予防策と解決策をしっかりと考えていただきたいと思います。

（ロ）については、2040年問題に向けて大切なことは、老若男女問わず、活力を持って地域社会に参加できる元気人口をどれだけ増やすことができるかです。元気人口を増やすには、まず、予防と状態の悪化を遅らせることだと思います。運動不足は喫煙や飲酒と同じように、健康を脅かす問題の一つです。運動は、健康のためになる、病気や肥満予防になると分かっているにもかかわらず、なかなか実行に移せない方が多いかと思います。そのため、まず、どうすれば運動を先送りにせず、体を動かす楽しさを感じてもらえるかなど、健康増進事業を通じ、自らの健康は自ら守るという自己管理意識の啓発をしていただきたいと思います。

最後に、コロナウイルスの影響で仕事が減少し、ひとり親世帯の人々が困っているという言葉を目にするようになってきました。コロナウイルスによる社会情勢が不安定な中、経済低迷の長期化で、じわりじわりとボディーブローのように生活困窮者に忍び寄っているような気がします。残念ながら、今の日本社会は、自己責任論が強いため、困っているときに相談すること自体、心理的ハードルが高いのだと思います。しかし、そのような声なき声こそ、しっかり聞かなければいけないのです。

高齢者の方からも、Society 5.0、IoT、AI、EX、SDGsなど、横文字ばかり増え、高齢者には全く分からない。高齢者を無視するのかという声もよく耳にします。

私は、デジタル化は高齢者を置いてきぼりにする事業ではなく、よりきめ細かいサービスを増やすための手段の一つだと思います。

これから先、人口減少と超高齢化の時代を迎え、急激な労働力の減少と高齢者の爆発的増加という誰も経験したことのない社会がやってくる。高度成長時代のように、課題が明確で中央政府が決めたことを実行することが自治体の事務の大半という時代ではなくなり、あらかじめ正しい答えが分かっているようなことは少なく、自治体独自で課題解決をする時代が来ていると甘日市の元副市長の川本氏がおっしゃるように、自治体独自で課題を解決する力が重要となると思い

ます。

これから先、減る行政事業、増える行政事業が想定されます。事業にはめり張りが大事です。しっかりとした拡充戦略、縮減戦略を立て、誰一人取り残さない持続可能な地域社会を目指しましょう。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時56分～再開 午前11時06分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、6番、大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回、私は2つの件について、町にお伺いをしたいと思います。

まず、1点目、地域交通についてを質問します。

昨年も同じ質問をいたしました。そのときの町の答弁を踏まえ、坂城町ではどのような形で循環バスを生かし、デマンド交通という新しいシステムを組み合わせていくべきかを考えてまいりました。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、現在、なかなか他市町村への視察等を行うことができないため、実際に導入実績のある他市町村におけるデマンド交通の資料等を取り寄せ、分かる範囲での情報を集めました。そんな中ではありますが、11月初旬、2回にわたり東御市の民間企業と行政が包括協定を結びできた新システムの充電式バス試乗をしてまいりました。

別日にはなりましたが、新公共交通システムに携わった企業がなぜ今回地域交通事業に参入しようと思ったかなどをお聞きするため、坂城町有志議員5名で東御市の企業へ訪問してまいりました。

現在、試運転走行しているバスを東京オリンピックで走行させてたいという社長の夢があったようです。しかし、東京オリンピックが延期となり、何か地域貢献できないかという思いから、企業内にチームを作り、行政との協議を進めたそうです。

両者の思いが一つになり、スピーディーに市内で試運行をさせるに至っております。この辺りはさすがに企業が参入を決めたとあり、立案から実行までの時間が非常に早いなと思ったところでもあります。

バスは、電気充電式で走行音も静かで、燃料車特有の臭いがなく快適だと感じました。また、この交通システム利用に関しては、スマートフォンで事前に利用登録を行い、顔認証システムで乗車承認されます。利用料の精算等が自動で行われるため、乗降にかかる時間や手間が削減されております。

現在、試運転期間のため、停車する場所は病院、スーパーマーケットといった利用者が利用し

たい場所のみを運行していました。12月中旬あたりまでは試運転走行を行い、利用者からのアンケートを取っていくそうです。

その後、アンケート等のデータを基に、運行工程、運行経路の見直し、検討を行政と行い、議会への説明も行うそうです。

今回、昨年12月に引き続き、地域交通について一般質問を行うわけですが、昨年いただいた答弁を基に循環バス、新たなデマンド交通について、この1年でどのように研究、検討がなされたのか、坂城町も今後、高齢化が進むと予測される中、どのようなシステム構築を考えているのか、私見ではありますが、利用をしたいと思えるシステムを町民の方と一緒に、今後、10年、20年後を見据え、運転免許証を返納した人やその家族が安心して利用できるシステムの構築を考えていかなければならないと思います。

それでは、質問に入ります。

1、地域交通について。

イ、町循環バスを併用したデマンド交通導入についてです。

昨年12月議会の担当課より、循環バスの今後についての運行経路、運行工程については、見直し、検討を行っていくと回答がありました。私もそろそろ循環バスについては、運行経路、運行工程を見直す時期に来ているのではないかと思います。

その中で過去3年間の循環バスの利用者の推移と現在、運行工程12便、北回り6便、南回り6便、1日の平均利用者数をお答えください。

また、循環バスは利用者の多い時間に走らせる、その他の時間は新車両、ワゴンタイプ8人から10人乗りぐらいのものの車両に変更してはと思いますが、お考えをお聞きします。

循環バスにおきましては、昨年12月議会答弁後の見直し、検討がどうなされたのかを含めお答えください。

最後に、この質問において、ある意味一番お聞きしたいのが、昨年の町長答弁の中で「デマンド交通を取り入れた手法も考えられることから、新たな運行业者との対話を持った」とありました。どのような業者と話がなされ、この1年でどう検討がなされたのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、地域交通についてということでご質問がありました。その中で私からは全般的な方向性、状況をお話申し上げまして、詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

今、お話ありましたけども、地域公共交通につきましては、高齢者の皆様をはじめとした地域住民の買い物や通院など、日常生活での移動手段の確保として非常に大変重要な課題と認識しております。

町におきましても、町民の皆様の移動手段を確保するため、どなたでも利用できる循環バスを

運行しているわけであります。

また、ご質問の循環バスと併用したデマンド型交通導入についてでございますが、これまでも循環バスの利便性を向上させるため、運行方法等の見直しも実施してまいりました。現在、町で運行しております循環バスにつきましては、利用者からのご意見をお聞きする中で、湯さん館直往の運行や信州上田医療センターまで路線延長する上田便の運行、昨年度はしなの鉄道の時刻表の改正に伴う運行時間の変更や千曲市循環バスへの接続を改善するため、力石バス停の停留時間の見直しなどを行い、地域の皆様の利便性を図っておるところでございます。

また、平成29年度から国道や県道以外の循環バスの路線上であれば、バス停以外でも利用することのできる「どこでものれーる」の導入や運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた町民の方に対して循環バスの運賃を無料にするなど、より一層の利便性の向上を図ってまいりました。

このような循環バスの運用方法の改善を行い、一昨年まで循環バス利用者が減少傾向でありましたが、昨年度は台風災害や新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響などがあつたにも関わらず、乗降、お客様が増加したというところでございます。

今後におきましても、運行ルートや運行時間、運行便数などを精査するとともに、町民の皆様の声をお聞きする中で、より利便性の高い循環バスとなるよう研究していきたいと考えております。

また、昨年度から循環バスと併用したデマンド型交通なども視野に入れ、新しい地域公共交通システム導入についても検討を行っておりますが、これまで町内の地域公共交通事業者と何度か話し合いの場を持ち、運行形態ですとか受付システム、コストなど様々な視点からご意見をいただくとともに、先行してデマンド交通を実施している他市町村の状況も研究しているところでございます。

先ほど、大日向議員さんからのお話で東御市へ視察に行かれたということでございます。私も計画しておりましたけども、新型コロナの影響でなかなかタイミングが合わず、実施を見合わせたという状況になっておりますので、また、機会を見て、実際見てみたいなというふうに思っております。

その中で、町内の地域公共交通事業者と打合せを進める中で、町単独での運行形態やタクシーを使った運行方式、また、大手民間業者から新交通システムの提案などもあり、多数の手法について検討を行っております。

また、新しい地域公共交通システムの利用対象者についても、どのような方を対象にするのか検討する必要があり、日頃から町内での移動に困っておられる高齢者の方や運転免許証返納者の方々の日常での移動形態等を把握する必要があると考えております。

このような経過を含めまして、来年には町内の地域公共交通事業者にご協力をいただき、地域

公共交通事業者が運行するタクシーに乗車した住民の方の年齢ですとか、行先ですかと、利用頻度等の聞き取りを行い、利用対象者の検討を行っていく予定でございます。ただいま申し上げました検証をより大きい枠組みで進めるため、町内の地域公共交通事業者に町の公共交通施策を話し合う地域交通の利用促進を目的とした地域交通利用促進協議会に新たに加入していただきました。今年度の協議会の総会の中で、地域交通利用促進等に係る事業として、新たな地域公共交通システムの構築に向けた研究を行うこととし、できるだけ早いうちに協議会内で部会を設置し、新たな地域交通について方向性を出していく予定でございます。

新たな地域交通システムの構築に向けまして、循環バスの利用者をはじめ、タクシー利用者などからもニーズをお聞きする中で、しなの鉄道とも連携して坂城町の実情に適したより利便性の高い地域公共交通システムの構築に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

建設課長（大井君） 地域交通についてのご質問に順次お答えをいたします。

はじめに、過去3年間の循環バスの利用状況についてでございますが、平成29年度の年間利用者数は1万5,986人で、平成30年度は1万4,932人と減少傾向でしたが、令和元年度は「どこでものれーる」や免許証返納者への運賃無料化などにより、年間利用者数が増加し1万5,585人ございました。

次に、昨年の各便の一日当たりの平均利用者数についてのご質問ですが、現在、坂城町循環バスは、北回り6便、南回り6便の計12便で運行をしております。

便別の平均乗車人数でございますが、坂城駅から時計回りに中之条方面に向かう北回り路線の第1便の平均乗車人数が4.9人、第2便が9.0人、第3便は6.0人、信州上田医療センターを経由する第4便が2.3人、第5便は5.3人、最終の第6便の平均乗車人数は2.0人でございます。

次に、坂城駅から反時計回りに村上方面に向かう南回り路線につきましては、信州上田医療センターを経由する第1便の平均乗車人数が3.9人、湯さん館直行便の第2便が4.7人、第3便は6.0人、第4便は5.1人、第5便は2.6人、そして、最終の第6便の平均乗車人数が1.5人といった状況でございます。

1便当たりの利用者人数は平均4.6人となりますが、午前便から午後3時頃までの利用が多く、最終便は少なくなる傾向でございます。

次に、ワゴンタイプの導入についてのご質問ですが、先ほどもご説明申し上げましたが、北回りの第2便の利用者が平均9人ほどとなっており、利用が多い日ですと10人を超える乗客が利用するときもあり、便別の時間帯乗車人数にばらつきがある状況でございます。また、現在使用している21人乗りのマイクロバス型の車両に加え、新たな小型車両の購入は車両の維持など、コストがかかってまいりますので、今後、新たな公共交通システムの構築を検討する中で車両についても検討してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 町長、担当課長より答弁いただきました。

循環バスについては、年々利用者数が減少傾向にあることが読み取れます。各便についても利用者数のばらつきがあることが分かりました。やはり、導入当初とは状況が大きく異なってきているのが現状だと感じます。

このような実情を踏まえ、町長答弁から共同運行予定事業者との話し合いがなされており、デマンド交通が実現する見通しが出てきたことが分かりました。

ここで、再質問をいたします。

今後、新システムを構築していく上で、どのような過程を考えているのでしょうか。また、運行開始の予定時期はいつごろを想定しておりますか。

次に、どのような利用者を想定して新システムを考えていきますか。

最後に、循環バスの見直しということで新たにデマンド交通のシステムが追加導入されると循環バスの利用者が減少する傾向があります。循環バスとデマンド交通を併用していくのであれば、循環バスの利便性を考え、ナイト便、また中学生や高校生の帰宅時に合わせた運行工程、運行経路を新たに考えてはいかがでしょうか。

以上、再質問いたします。

建設課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、新たな地域公共交通システムについて、地域交通利用促進協議会に部会を設置し、検討を行う予定でございます。

現在は新たな地域公共交通について、町内の公共交通事業者とタクシーを使った運行方式の検討や大手民間事業者からデマンドなどの交通方式の提案について、建設課内で検討を行っております。

ご質問の新システムの構築の過程や運行の時間につきましては、部会において協議を進めてまいります。

また、利用対象者は、現在運行している循環バスは、高齢者や運転免許を保持していない方が多く利用しており、このような方はタクシーも利用されていることが推察されます。新たな交通システムにおいても、移動が困難な方々の移動状況を把握するため、タクシー利用者の状況調査を行い、地域公共交通の方向性を決める中で検討してまいりたいと考えております。

また、循環バスのナイト便などの運行は、学生の需要や新たな時間帯の運行ニーズなど、利用者の要望をお聞きしながら、こちらにつきましても部会において検討をしてみたいと考えております。

6番（大日向君） 担当課長より再質問の答弁をいただきました。

町民の方の中には、多数、循環バスに代わるデマンド交通に期待をしているという意見を耳にいたします。コロナ禍でシステム構築に係る予算付け等、厳しい状況ではあると思いますが、な

るべく早い運行の実施がされることをお願いしたいです。

しかし、この質問に対しての要望として、とある市町村のデマンド交通のバスの運転手さんから話をお聞きしました。その市町村では、利用者やシステム導入に関わる人たちの要望、要求を実施項目を盛り込み過ぎてしまい、路線の煩雑化等、様々な弊害が起きているとのこと。タクシー利用と何ら変わらない運行要求となっており、デマンド交通として成り立たなくなっている状況が生まれてきているとのことでした。

確かに多くの意見を聞くことは大事ではあります。出していただいた要望を100%かなえることは難しいと思われるので、多角的な視点から精査をして料金をいただいてでも価値のあるシステムとしていただきたいと思います。

ただより高いものはありません。利用したい方が何を望むか、私たち議会にも常任委員会の総務産業、社会文教、また地域交通網特別委員会などのたくさんの窓口があります。各議員やそのような様々な委員会に声をどんどんおかけいただき、行政・町民・議会が一緒となり、新システムをつくりあげていくべきではないかと思えます。

よりよいサービスが提供できる環境を築くことができるようお願いして、次の質問に入ります。

2、不法投棄について。

つい1か月ほど前、私宛に相談がありました。その方がお借りしている畑の脇に畳が3枚捨てられているので、どうしたらよいのかと。私も知識が乏しいため、すぐに住民環境課に相談をいたしました。今回の件に関しては、公有地だったこともあり、担当課のほうで片づけていただけることとなり、相談された方も私も安心いたしました。

不法投棄は刑事罰等になるはずですが、啓発を含めた一般質問を行いたいと思います。

イ、町の不法投棄の現状と対応は。

ここ数年どのようなものが不法投棄されていますか。また、不法投棄された場所、特に多い場所はあるのでしょうか。

次に、不法投棄に係る経費、これは人件費、処理費をお答えください。

項目の最後として、不法投棄の通報があった場合、行政の対応はどのようなものになりますか。また、対応できない場合はあるのでしょうか。

ロ、今後について。

現在、処分に係る費用の負担を町が行っているわけだが、不法投棄が増加すれば投入する額も増えていきます。不法投棄を事前に防止するために対策は立てられないでしょうか。

千曲川クリーンキャンペーンのような活動を河川だけではなく、山などほかの場所でも行ったらどうか。私も何度かクリーンキャンペーンに参加しました。1年に1回ではありますが、人が入って環境を整備するということは未来の環境保全の啓発になると思います。それほど山深いところではなく、車、軽トラック等が通れるエリア、人が入って目視ができる安全なエリアを、自

治体や各種協力団体に行政が公助する形で行えば、様々な場所での環境整備や防災・減災にもつながるのではないかと思います、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

住民環境課長（関君） 1、不法投棄について、イ、町の不法投棄の現状と対応はについてから順次お答えいたします。

当町では、千曲川河川敷や道路など、公共用地の不法投棄に対し、不法投棄防止パトロールをシルバー人材センターに委託し、2名体制で年間約30日間実施しております。

ここ数年間における当町の不法投棄の回収状況でございますが、ペットボトルや弁当の空き箱などの可燃系の不法投棄に関しましては、平成17年度は約10.5トンの回収量でありましたが、年々減少し、昨年は1.3トンとなっております。また、空き缶、瓶などの不燃系の不法投棄に関しましても、平成23年度の4.5トンをピークに、昨年は0.5トンの回収量となっております。粗大ごみに関しましても同様で、タイヤや家電製品、家具類などを中心に様々なものが投棄されておりましたが、年々減少しており、不法投棄自体はなくなってはおりませんが、回収量としては減少傾向となっております。

不法投棄の多い場所としましては、千曲川河川敷もその一つではございますが、今年度につきましては、町内のいたるところで河川改修工事を実施している中で人目につきやすいためか、特に粗大ごみ投棄については減少傾向となっており、もう一つ不法投棄の多い場所として山間地がありますが、こちらは人目につきづらいことから、投棄が例年以上に増えてしまうのではないかと憂慮している状況でございます。

不法投棄に関する経費であります、昨年は、パトロールの委託料として約45万円のほか、テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル品と粗大ごみの処理費用として計約8万円という状況でございました。以前は、処理費用だけで約70万円になった年もあり、経費的に抑えられている状況でございます。

こうした年々不法投棄が減っている傾向につきましては、広報さかき、町のホームページを使った啓発活動のほか、今年度は、新型コロナウイルスの中で中止になってしまいましたが、自然に親しみ、環境を保全する取り組みとして定着している千曲川クリーンキャンペーン、自治区で実施している環境月間に合わせた美化活動、さらには企業、各種団体の皆さんが実施してきたごみ拾いのボランティア活動が不法投棄をさせない環境づくりにつながっているものと考えているところでございまして、改めてお礼申し上げたいところでございます。

次に、町の対応についてであります、町民の皆さんから通報があった場合、パトロールの際、もしくは職員が現場に赴き回収をし、特に悪質だった場合につきましては、同時に警察に通報するなどの対応をしております。

なお、町で回収できるのは公共用地に不法投棄された場合のみとなっております、先日、新

聞報道でもありましたが、民有地に不法投棄をされた廃棄物につきましては、廃棄物処理法上、所有者や占有者が土地、建物の清潔を保つよう努めなければならないとされておりまして、土地の所有者、占有者が処理するものと解釈されております。

山間地が多い当町では、特に投棄場所が奥深くなりますと、不法投棄の発見や回収が困難な状況となり、また、民有地が入り組んでいる状況など、その対応は簡単にいかないところでありますが、町民の皆さんから不法投棄の相談をお聞きする中で、不法投棄防止看板を町で貸与し、投棄されやすい場所に設置していただくなど、防止を図っているところでございます。

また、まずは不法投棄をされにくい環境を整えていただくよう、広報さかきや町ホームページ等を通じて啓発しているところでございます。

次に、口、今後についてであります。町といたしましては、引き続き不法投棄は犯罪であることを広報するとともに、不法投棄防止パトロールなどを実施して、ごみの回収をすることで不法投棄されない環境づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

なお、千曲川河川敷内の比較的投棄される可能性の高い箇所につきましては、千曲川河川事務所において防止看板を設置しているところでございまして、引き続き、河川事務所と対応を協議してまいりたいと考えております。

ご質問の千曲川クリーンキャンペーンのような活動を、山などで行ったらどうかということでございますが、最近の千曲川クリーンキャンペーンの状況としましては、ごみの回収量が年々減少傾向にあり、また、一般の町民の皆さんのほか、多くの中学生にも参加していただいております。坂城中学卒業生が、子どものときに実施したボランティア活動について、千曲川クリーンキャンペーンへの参加を思い出す方が多いという意見をお聞きしたことがございます。

恒例となっております千曲川クリーンキャンペーンのような取り組みを引き続き実施していくことは、ごみの回収を通じて町全体で不法投棄を防止しようという意識の醸成にもつながり、大変重要なことと考えているところでございます。

しかしながら、千曲川以外の山間部などで実施を考えますと、先ほども申し上げましたとおり、民有地となる場合が多いのが現状でございます。そうした境界の確定や、特に参加者の安全性の確保、実施方法など多くの課題があろうかと存じます。

さらなる活動の拡大につきましては、開催の有無も含め、状況を見極めながら考えていきたいと考えているところでございます。

なお、毎年6月の環境保護月間に合わせ、各自治区が実施するごみ拾いなどの環境美化活動に対して、町から補助を行う事業を実施しております。今年度はコロナ禍の中、環境月間期間中に実施することが困難な自治区があるのではないかと想定する中で、年度内に実施できるようであれば、補助を行うこととしたところでございまして、おかげさまで27区全ての自治区において実施をしていただきました。

この事業は、区内の美化意識啓発となるとともに、共助を支援する事業として大変重要であると認識しているところでございます。また、各団体において、ごみ拾いなどの美化活動をされた場合、ごみ回収用の袋の提供、また、回収後のごみの引取りもいたしますので、ご相談いただきたいと存じます。

町としましては、引き続き、環境美化について啓発していくとともに、地域の皆さんとともに環境を整えることで住みよいまちづくりをしていきたいと考えているところでございます。

6番（大日向君） 担当課長より答弁いただきました。

坂城町における不法投棄の現状が分かりました。河川における不法投棄の減少は、現在、河川改修工事を行っていることに起因しているのではないかと分かりました。

現在のタイミングが、今後の不法投棄を抑制させるチャンスではないのかと思います。確かに、人目につくところへは、不法投棄は行いにくいというのが人の心理だと思います。

今後について、河川内の見通しが悪くならないよう、引き続き不法投棄されない環境を維持し続けるために、ぜひ、河川事務所とご協議をいただきたいと思います。

不法投棄されたものの処理費については、町が負担をしています。大切な税金を無駄にしているのと同じです。ゼロに近づけるようになれば良いと思います。

千曲川クリーンキャンペーンのような活動を、山などほかの場所で行ってはどうかについては、確かに民有地だった場合など、難しい部分があると思います。しかし、ごみを捨てる人は所有者やその土地の権利など考えることはしないでしょう。

まず、ごみを捨てられそうな場所が民有地であれば、その所有者に不法投棄防止の啓発看板設置についての打診等から始めてもよいのではないのでしょうか。

いずれにしても、行政だけに任せてできるものではありません。各自治体、様々な団体等の関係を構築し、町をさらに美化できるよう考えていただきたいと思います。

今回、2点について質問をしました。

交通の問題や不法投棄等の一つ一つは大きなことではないかもしれませんが。私たちの生活に密接に関係している問題でもあります。ささいなことと軽視せず、地道に改善を行うことで、町の未来がよりよいものになると信じています。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時40分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

今回のテーマとしましては、性の多様性、また、コロナ禍における町の施策の2つについて質問いたします。

まず初めに、1としまして、性の多様性についてです。そのうちのイです。性的マイノリティーへの理解を深めるためにというテーマです。

9月の東京都内にある区議会の定例会において、ある議員の発言には、日本中がLGBTになってしまうと足立区や日本が減ってしまうという発言があったという報道を耳にしました。なお、その後、その議員さんは謝罪し、発言を撤回されたということもまた大きく報道されました。

ちなみに、LGBTについてですが、そのうちのLはレズビアン、また、女性に引かれる女性ということです。そして、Gはゲイ、男性に引かれる男性。Bはバイセクシャル、男女双方に引かれる方。Tはトランスジェンダー、これについてですが、出生時の性と性自認、ご自身が性を自認する、性の自認が一致しない方ということで、いわゆる性同一性障害の方も含まれるということでした。

LGBTについて様々私も調べたところ、LGBTの専門機関、LGBT研究所の調査によりますと、昨年、2019年の全国20代から60代の42万人の調査があったということです。そこによりますと、性的マイノリティー、いわゆるLGBTですが、それに該当する方は10%、また、別の電通の子会社、電通ダイバーシティ・ラボの調査によりますと、性的マイノリティー——LGBTに該当する人は、2016年では7.6%、また、2018年の調査では8.9%となっております。これは、他の市町村の議会でもこういう表現をされておりますが、左利きの方の、左利きの日本人の割合とほぼ一緒と言われております。

話を少し戻します。東京都内の区議会議員の発言を機に、その区や区議会に多くの苦情、また、意見も含めた問合せがあったと報道されておりました。この報道があった後ですが、これは私ごとになりますが、2年前まで長野県教育委員会の下で人権教育派遣講師として一緒に活動していた方より連絡がありまして、その内容というのが誠に衝撃的な話でした。というのも、その方が坂城町に訪れて講演会活動をした際に、坂城町でも悩んでいる当事者がいるんだと。それに対してしっかりと君は今議員さんなんだから向き合って町をよりよくしていただきたいと。そういう心強く、そして温かいというか、応援もいただきました。それがきっかけで今回の質問に至ったわけでありませう。

では、近年、性的マイノリティー——LGBTという言葉が一般社会に定着してきているわけではありますが、その一方で、理解は十分に高まらず、当事者への偏見や差別により困難を抱えているということもあると聞いております。

そこで質問になりますが、町ではそういった当事者が相談できる窓口はあるのか。また、当事者の悩みに向き合える相談員が必要と考えるが、現状はどうなっているのか。そして最後に、町において性の多様性の理解、LGBTを含めた全般の話になるんですが、性の多様性の理解を深

めるための研修会等が必要と思うが、今後の取り組みについてどう考えているか。併せて質問いたします。

町長（山村君） 今、山城議員さんから1番目としまして性の多様性についてということで、性的マイノリティーへの理解を深めるためにというご質問がありました。

折しも12月4日から10日までの1週間は人権週間であります。国際連合は、昭和23年12月10日に、世界における自由と正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国が達成すべき共通の基準として世界人権宣言を採択し、昭和25年には世界人権宣言が採択された12月10日を人権の日と定めたところであります。また、昭和24年からは、毎年12月4日から10日までの1週間を人権週間と定め、今年で72回目を迎えるというところでもあります。

人権週間には、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及・高揚を図るべく、関係機関、団体等において各種取り組みがなされているところでもあります。

当町におきましては、人権週間初日の4日金曜日に、坂城駅及びテクノさかき駅前において、あらゆる差別のないまちづくりを図るための様々な項目の中に、ご質問の性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくそうとのメッセージも含めたチラシ等をお配りし、啓発活動なども実施いたしました。当日は、議会から滝沢総務産業常任委員長さんにも参加していただくほか、数多くの関係団体の皆さんにご参加をいただき、深く感謝を申し上げます。

また、5日の土曜日には、共に認め合う、共に支え合う社会を目指して、南条小学校児童による人権活動の発表やシンガーソングライターのう〜みさんの記念講演により、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催し、大勢の皆様にご参加をいただく中で、人権尊重思想の普及・高揚を図ったところでもあります。今年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数を限定しての開催といたしましたが、上田ケーブルビジョンのご協力により、年明け1月に全編の放送をいただける予定となっておりますので、ご来場いただけなかった皆様にはぜひご覧いただければと思います。

さて、性の多様性につきまして、どのような性別の人を好きになるかという性的指向は、自分の意思で選ぶというより、多くの場合、思春期の頃に気付くものであり、また、自分の性をどのように認識しているかという性自認についても、自分自身でコントロールできるという性質のものでなく、身体の性に対して心の性と言われております。

先ほどもご紹介がありましたLGBTに代表される性的少数者、セクシャルマイノリティーと言われておりますけれども、これに関する公的な統計等は存在しておりませんが、民間企業が実施した先ほども述べられましたけれども調査によりますと、その割合は大体8%程度であると推計されております。

しかしながら、社会全体では性的少数者に対する正しい理解が進んでいるとは言い難く、男性

が男性を、女性が女性を好きになることなどに対する偏見や差別に苦しんだり、体の性と心の性との食い違いに悩みながら周囲の心ない好奇の目にさらされ苦しんでいる人がいます。町といたしましても、そうした社会的動向の中で性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが重要な人権課題の一つとして認識するところでもあります。

町の相談窓口、相談員についてのご質問ですけれども、定期的に開催しております心配ごと相談、法律相談におきまして、LGBTを含む人権問題に関する相談をお受けしているところでもあります。

また、日常の相談につきましては、性的少数者からの相談は人権課題の一つとしてお受けしており、隣保館内の人権・男女共生係で相談の内容をお聞きした上で、必要であれば内容に応じてより専門的に対応できる相談窓口をご案内しております。

そのほかにも、法務局や県の人権啓発センター等におきまして、従前より、窓口や電話による人権相談等により広く人権に関する困り事などに対する相談を実施しているところがございます。

また、法務局では、学校におけるいじめや家庭内での問題などに対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、これを通じて先生や保護者にも相談できない子どもの悩み事を的確に把握し、子どもをめぐる様々な人権問題の対応につなげているところでもあります。

引き続き、法務局や県、関係機関等と連携を図りながら、性的少数者に対する配慮について啓発や情報発信に取り組むとともに、相談窓口について周知に努めてまいりたいと考えております。

続いて、性の多様性の理解を深める研修等につきましては、性的少数者の中には自己の性的指向や性自認を肯定的に受け止めることができずに悩んだり、偏見や差別に苦しんで引き籠もってしまったり、職場を変えざるを得なくなることもあると言われております。このようなことから、性的少数者の人権に配慮した環境をつくり、差別や偏見をなくし、全ての人が自分らしく暮らせる地域づくりを図るため、性的少数者について正しい知識を持ち、理解を深めることが大切であると考えております。

町では、LGBTも含めて広く人権というテーマの中で啓発や教育に取り組んでおり、各学校で取り組む人権の花運動や毎年開催している人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会などの機会を通して、共に認め合い、共に支え合う社会を目指して意識の向上に努めております。

また、企業の多い当町の特徴的な取り組みといたしまして、人権が尊重され、差別のない明るい職場づくりを進めるために、企業人権同和教育推進協議会与町が連携して新入社員人権同和研修会を開催しているほか、企業内人権同和推進員を育成する研修講座を毎年開催し、企業内の意識啓発につなげているところでもあります。そうした研修の中で、これまでも性的少数者に対する理解についても取り上げてきているところでもありますけれども、今後も機会を捉えて継続的に実施していきたいと考えております。

LGBTの理解をはじめとする人権意識の向上は、町が取り組む持続可能な開発目標、SDGsの目標とも多く分野で関わってまいりますところから、様々な事業を通じて差別のない明るいまちづくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

3番（山城君） 今、町長より丁寧なご答弁をいただきました。答弁いただいて感じたことも述べさせていただきながら、一つ、二つ、こちらでも話をしたいことがあるんですが、今年、本来であれば、東京オリンピックが開催されていたはずでした。これも面白い資料があったので紹介させていただきたいんですが、LGBTの対応を後押しする大きな契機があったということです。それが、2014年に改正されたオリンピック憲章には、人種、肌の色などと並び、性的指向による差別禁止が盛り込まれたと。本来であれば、今年、東京五輪が開かれるはずだったんですが、大会の組織委員会によると、調達コードの人権のパートでは、性的指向、性自認による差別・ハラスメント禁止や権利尊重がうたわれていると。2020年の東京五輪を機に、国や自治体、企業、個人など、様々な主体が理解や取り組みを進めることを期待しますということだそうです。

町長は本当に私の期待したというか、言っていただきたいことをたくさん言っていただいたんですが、町としてもそうですし、企業、また、先ほど私も申し上げましたが、学校等においてより理解を進めていっていただいて、その人はその人、例えば山城峻一は山城峻一なんだと、男であろうが女であろうが、また、背が高かろうが低かろうが、どういった人であろうがこの人はこの人ということをそれぞれが認識して尊重し合えれば、この坂城町がもっとよりよくなるんじゃないかなという感想を述べさせていただきたいんですが、今回、この質問をするにあたり、LGBTについてももちろん調べたんですけども、3年前の平成29年ですか、町内でも、今、町長のお話もありましたが、企業人権同和教育推進講演会の中のグループディスカッションにて、このLGBTがテーマとなっているということが分かりました。グループディスカッションですので、どういった内容が話されたかというのは私もそこまでたどり着かなかったんですけども、今申し上げましたとおり、町内においてもより一層の理解の促進、そして、何よりLGBTを含めて性的マイノリティーの方々、当事者が自分らしく生きられる、そういう地域社会の形成に向けて取り組んでいっていただきたいと思っています。

続いて、2のコロナ禍における町の施策についてということに移らせていただきます。

まず、イとしまして、移住・定住についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、県内への移住に関心が高まっているという報道を最近でももちろんよく目にします。また、ある報道によりますと、今年4月から8月の東京と長野県内の転出入者を見ると、東京から県内に入る転入は2,939人、県内から東京に出る転出が2,189人となっていて、750人の転入超過となっています。そして、長野県においては、これほどの転入超過は珍しいという話もその記事には併せて載っておりました。

実を申しますと、町内のある産直のところで、ある方と交流を持つようになりました。その方

というのは東京にいらっしゃる方で、大分前の話になるんですけど、東京の方で、たまたまこちらに来ておまして、その産直を利用したということです。そのときに、私の父にはなるんですが、その方となぜか交流を持つようになって連絡を取っていたところ、こんな話がありました。坂城の農産物をきっかけにこちらに移住を考えていると。確かに事例としてはたった1例ですけども、その産直がメインになって、ほかにもいろいろ理由はあるんでしょうけど、坂城への移住を考えていると。移住希望者との話が町としてできたのはよかったんじゃないかというふうに私も思っています。

以前から感じていたことなんですが、町内在住者から見た坂城町の魅力、そして町外、特に県外の方から見た坂城町の魅力というのは、もしかしたら当然かもしれませんが、違うところが多いのかなというように最近感じるようになりました。

では、坂城町の魅力とは一体何なんだろうと。今後、魅力を考えていくかは、どう魅力を伝えていくかはとても重要になるかと思われまます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の今後がどうなるかは不透明なことが多いと昨日も答弁並びに質問者からの話があったと思うのですが、このコロナ禍の中で移住・定住、また、UIJターンをどう進めていくのか。その考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、ロですが、観光振興についてです。

坂城町は、他市町村と比較し、観光業を主なりわいとしている方は多くありません。しかし、先日の山城サミットではありませんが、町内各所にも山城があり、それも一つの観光資源と私も思っております。また、ふるさと歴史館や鉄の展示館、そして、びんぐし公園、びんぐし湯さん館など、これらも立派な観光資源と言えます。

今、コロナ禍の中、遠方より実際に町に訪れる、こちらに来るとというのが難しい状況ではあります。しかし、いずれ必ず新型コロナウイルス感染症は収束の方向には行くと思われまます。その上で、コロナ後の、コロナが収束した後の観光振興のお考えについてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、コロナ禍における町の施策についてのご質問のうち、イの移住・定住についてお答えいたします。

今年度は、今後10年間を見据えた町政運営の方向性を定める第6次長期総合計画の策定を進めるとともに、人口ビジョンに掲げた人口の将来展望を実現するための5か年計画である第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めております。少子高齢化などに伴う人口減少を抑制するためには、移住・定住の促進も重要なテーマの一つであると認識しており、それぞれの計画においてもその取り組みや事業について位置付けてまいりたいと考えているところでございます。

移住を考える背景は人によって様々であると思われまます。移住先の選定には精神的な不安や経

費など、様々な負担があると推測されます。それらの負担を軽減するため、各種相談体制の整備や情報提供のほか、多様な支援策の充実を図り、移住しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。そうした様々な取り組みを通じて町の魅力を町内外に効果的に発信することにより、坂城町に住みたい、住み続けたいと思っていただくことから、町へのU I Jターンや移住・定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

これまでも、移住定住促進補助金、結婚新生活支援事業、U I Jターン就業・創業移住支援事業、空き家・空き店舗等のリフォーム等に係る補助制度、新規就農者支援補助など、そういった補助事業のほか、空き家バンクの掲載ですとか、大学や関係機関と連携した合同企業相談会の開催、信州さかき働く・暮らす体験事業や移住相談会など、制度や体制の充実に努めてまいりました。また、若者・子育て世代支援パンフレットの作成のほか、子育てや教育、福祉施策をはじめとする様々な分野から移住・定住先として選んでいただけるための魅力的なまちづくりを進めているところであります。

当町の移住相談会や移住体験ツアー等につきましては、長野地域連携中枢都市圏における連携事業として取り組んでいる事業が主となっております。広域的な連携による取り組みは、移住を検討される方に対し、地域としてPRすることで、より幅広く魅力を発信することができるとともに、圏域内の他の市町村に興味を持たれている方とも話ができることから、より多くの方との接触の機会を持てるという大きなメリットがございます。

今年度の状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応として、東京都内で4月と7月に計画されていた相談会が中止となっております。その後、10月、11月に予定されておりました相談会につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、オンラインによる移住相談会へと変更され、当町も参加をいたしました。また、合同企業説明会やインターンシップ事業、企業見学会などの取り組みについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、そのほとんどが中止せざるを得ない状況となっておりますが、一部オンラインに切り替えて開催されているものも出てきております。

10月に公益財団法人さかきテクノセンターが主催して開催されたオンラインものづくり展におきましては、「アフターコロナ時代の経営戦略はいかに」と題したオンラインによるパネルディスカッションを行い、町内企業経営者の魅力を発信したほか、県内外の学生に向けたWeb企業説明会やオンラインインターンシップを通して町内企業を紹介するなど、U I Jターン就業に向けた新しい取り組みが行われたところでございます。

そのほか、当町と連携協定を提携している大学が主催する合同企業説明会などや、長野地域連携中枢都市圏や東信州次世代産業振興協議会など、当町が参加する広域的な団体においても、オンラインによる就職支援などの取り組みが進められております。

今後も、感染症等の状況を注視する中で、オンラインによる移住相談会や企業相談会などを積

極的に活用し、移住を検討されている方々に町をPRする機会を積極的に設けるとともに、町の魅力の発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） ロ、観光振興についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により人の移動が制限され、また、自粛が求められる中、観光イベント等の中止も相まって、観光地や観光施設への来訪者が激減するなど、観光需要は過去最大規模の減少となっており、観光に関連する産業に大変大きな影響を及ぼしております。

このような状況の中、観光庁はG o T oトラベル事業を実施し、観光需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウイズコロナ時代における安全で安心な旅のスタイルを普及・定着させるための事業を行い、社会経済活動と感染拡大防止の両立を図っているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は収まらず、G o T oトラベルにおいては一部の地域を対象から外すなど、大変苦慮しているところでございますが、国では様々な状況に応じた感染拡大防止策を取りながら観光施策の推進を図ろうとしております。

現状において、コロナ禍における緊急対策や短期的な視点での取り組みは必要と考えますが、需要回復後を見越した長期的な視点による対策も重要であると考えております。

このような中、当町の観光施設や観光イベントの状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により各施設の集客数は減少しており、ばら祭りや坂城駅前葡萄酒祭など、一部イベントも中止になりました。

大変厳しい状況ではありますが、これまでの町の観光施設においては、日本刀の文化を伝える鉄の展示館、自然の中に囲まれ、日頃の疲れを癒やし、心と体をリフレッシュできる日帰り温泉びんぐし湯さん館などでは、日本人の方に限らず、外国人の方にもお越しいただいております。

また、観光イベントでは、さかき千曲川バラ公園で毎年開催しているばら祭りや昨年初めて開催した坂城駅前葡萄酒祭、また、町の特産品であるねずみ大根をPRするねずみ大根まつり、坂城駅前に静態保存されている169系電車での各種イベントなど、坂城町の観光施設や特産品を利活用したイベントには、全国各地から大勢の方が訪れております。

また、当町への誘客を図るため、広報誌や町及び観光協会のホームページなどによる観光情報の発信のほか、広域的な観光団体にも加盟して、そのスケールメリットを生かした情報発信や観光地等に赴いてのPR活動などを実施しております。

また、銀座NAGANOでのアンテナショップを利用したイベントや特産品等の宣伝も行っているところでございます。

昨年は、上田城で行われた千本桜まつりや長野市の善光寺花回廊、また、東京都青山での観光ディスプレイの設置や霞が関での信州長野マルシェ、金沢近江町市場での「おいでよ信州キャンペーン」などに参加し、県内外の多くの方と触れ合い、当町の魅力発信と認知度向上を図るため、

周知・PR活動に努めてきたところでございます。

ご質問のコロナ後の観光振興の考えについてでございますが、コロナ禍においてイベントや誘客の取り組みなど、人が大勢集まる中での活動は中止もしくは感染予防対策を講じた上での規模を縮小した開催といった制限をかけての実施となり、今までの同様のPR活動などができない状況になっております。

その一方で、ホームページやSNSを活用した観光PRなどを行うことは可能でありますので、コロナ禍においても町の観光施設等の魅力を伝えられるパンフレットやホームページの充実を図り、また、イベントや季節ごとの情報をより早く発信できるよう更新にも努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの終息後には、人の流れを当町に再び呼び戻し、にぎわいの創出と地域の活性化を図るため、観光資源の有効利用と新しい生活様式でのイベントに向けたアイデアを考えながら準備してまいりたいと考えております。

また、当町が持つ魅力や観光資源等の掘り起こしと発信を行い、観光をきっかけに坂城町を知り、魅力を感じていただけるよう取り組む中で、当町への移住・定住にもつなげられる観光振興に努めてまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課より答弁いただきました。移住・定住のことについていくつか再質問させていただきます。

先ほど相談会というのをオンラインでされたということなんですが、1つ目としては、移住に関する相談、相談があったのかというのは今あったということでもいいんですけど、その相談件数、何名の方が相談をしてきたのか。相談があったのか。そして、その相談に対してどのような対応、アドバイスというか、どういった対応をされたのかのこの2点について再質問いたします。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えいたします。

今年度の移住に関する相談実績でございますが、10月及び11月に開催されたオンラインによる移住相談会におきまして3件のご相談をいただいたところであります。予定されていた2回の相談会が中止とされたこともあり、前年度と比べ大きく減少している状況でございます。

また、相談者への対応につきましては、オンライン相談会の中で相談者からいただいた地域の特性や町の特色などの質問や心配事などに対し丁寧にご説明をさせていただいたほか、移住体験ハウスをご案内するとともに、アンケートをお願いし、希望する資料をお送りするなど、相談会をきっかけとしてさらに町に興味を持っていただけるような対応をしているところでございます。

3番（山城君） 再度の質問を1つお願いしたいんですが、今、課長からのお答えの中に移住体験ハウスというものがあるということなんですが、それについてもう少しご説明いただきまして、さらに魅力、移住者の方、また、この一般質問をUCV等で聞いている方にも含めて説明をお願いいたします。

企画政策課長（臼井君） 移住体験ハウスでございますけれども、こちら、町へ移住を検討されている方が実際に坂城町を訪れていただいて、そこを起点に町内をいろいろ調査をいただけるというような施設でございます。1週間を限度に無償でお使いをいただける施設となっております。今年もこのコロナ禍ではありますけれども、3件のお問合せをいただいたところであります。そのうち2件につきましては往来がなかなか難しい地域の方でありましたので、そういったご説明をさせていただく中でご利用には至らなかったところでございますけれども、1件については実際に滞在をしていただきまして、坂城町を候補の一つということで引き続き検討していきたいというような回答もいただいているところであります。

町といたしましては、チラシも活用して、ホームページ、それから相談会、そういったものを積極的に活用する中で広く周知を図って移住の体験にご活用いただければと思っているところでございます。

3番（山城君） 再質問に対しても担当課長よりご答弁いただきました。

今、刻々とコロナの状況、変わってきていると考えております。昨日の同僚議員の話にもありましたが、ワクチンの接種が外国においては始まったということでもあります。ワクチンが当町、坂城町に来るまで、そして希望者が打てるようになるのはどのぐらいになるというのはなかなか見通しがつかないとは思いますが、いずれ坂城町にも多くの方が今までのように来て、また、今までのようにいろいろな人と交流できて魅力をお互い、来た方に魅力をしっかり伝えていただいて移住・定住につなげていっていただきたいなということを思っております。

また、本当にタイムリーな話なんですけど、地元の方から実は空き家バンクのことを先日言われたばかりであります。空き家バンクに対してどうしろという話ではなかったんですけど、要するに、空き家バンクを活用して何かできないかという話だったんですけど、今、課長の答弁にもありましたとおり、空き家バンクの活用も考えているということだったので、それを聞いて安心した次第であります。

そして、UIJターンですが、学生がまた戻ってきたり、また、一度東京に出た方で戻ってきたりだとか、そういうこともコロナの後、もしくはちょっとずつコロナが落ち着いてきた頃にはできてくればいいなと、希望ではありますけど、感じるころであります。そして、何よりも、今、このコロナ禍の状況において、リアルとオンラインのハイブリッド、それを活用して当町の魅力を発信し続けていただきたいなと思っております。

そして、先ほど課長からも話がありましたように、去年行われた葡萄酒祭、今年はなかったんですけど、私の関わっている児童クラブの職員からこの間こんなことを言われました。来年は葡萄酒祭やってほしいねと。ねずこんも好きだし、バラも好きだし、お酒・ワインも好きだしと。隣の上田市の在住ではあるんですけど、坂城町の動向を隣の上田市からもしっかりと見ていただいている、もしくは見られているということを感じた次第であります。

そして、最後になります。最後にこれはまとめになるんですが、いささか厳しい言葉になるんですが、去年の12月議会において私もいじめの話を取り上げたんですが、随分昔の話になります。私が中学に入学して間もない頃です。いじめに遭っていたにもかかわらず、みんなで中学校へ行かせない運動があったという誠に耳が痛い話があるんですが、言われた側が実はずっとこれを覚えていまして、そして正直、今でもこの言葉が耳から離れない、頭から離れないということを思っております。

そして、もう一つ、耳が痛い話になるんですが、これも昔の話です。県道77号線、県道長野上田線ですが、こちらに車で通行している方がいました。ですが、それを見たある方からこんなことを言われたのを覚えております。あの方は迷惑だ。これについては、幼かった私ですが、何とも言えない衝撃的な言葉だったのを覚えております。

新型コロナウイルス感染症が流行する今、ウイルスに感染した方などへの誹謗中傷、差別をなくす運動「シトラスリボンプロジェクト」が盛んに行われております。長野県のホームページによると、シトラスリボンプロジェクトとは、誰もが新型コロナウイルス感染症に感染するリスクがある中、たとえ感染しても地域の中で笑顔の暮らしを取り戻せることの大切さを伝え、感染された方や医療従事者がそれぞれの暮らしの場所で「ただいま」、「お帰り」と受け入れられる雰囲気をつくり、思いやりがあり、暮らしやすい社会を目指す、これは愛媛県の有志プロジェクト「ちょびっと19+」という方が進めるプロジェクトになると記されております。

ちなみに、このシトラスリボンプロジェクトの公式ホームページにはこんなことも書かれています。このシトラスリボンを身につけたり、おうちの玄関や郵便受けに掲示してみてくださいと。そして、最後には、リボンの画像をSNSで発信することも、このプロジェクトが広まるきっかけになりますよと。こういうことも書かれておりました。

この運動に対しては私も本当に賛同いたしますし、しかしながら、残念なことなんですが、このリボンをつけていながら、新型コロナウイルス感染症以外のことに対して差別的な言動や誹謗中傷している人を先日お見かけしました。シトラスリボンをつけていれば、コロナに関する誹謗中傷以外ならしてもいいのだろうか。半ば憤りを覚えたわけではありますが、もちろん、そんなことはあってはならないでしょうし、してはいけないと思っています。

11月28日土曜日です。坂城での事件について新聞記事が掲載されました。その文章を読み、私も不安に思いました。また、この新聞記事に対して町内のある方から「この町は大丈夫なのか」という言葉をいただきました。このような不安を持つのはある意味当然とも言えます。私もそうですが、先ほど昔の話をしましたが、今は私は助け合いができる町だと当然思っていますし、それを推進すべく私も議員として活動しているわけですが、それが本当にできている町なのかなと、その言葉を聞いて正直不安に思ったわけです。また、一方で、客観的に見たときに、この町に対する印象にも影響があるのではないかと思ったわけです。印象が悪ければ、移住・定住した

いと考える人が多くなるとはなかなか考えづらいと思っています。もちろん観光にも影響があるのではないかと不安に思うことは尽きないんですが、そもそも今現在ここ坂城町に住む人たちにも影響があったらどうしようと、正直本当にこれも不安です。いじめや差別、誹謗中傷がある町というイメージを持たれてもいけないわけです。

なぜ先ほど私の昔の話をしたかといえば、今回、そういった差別、そういうことをなくしていきたい思いとともに、いいところは坂城町にいっぱいあるんだ。それを様々な立場の方が様々な立場で様々な方法でアピールしていただきたい。そして、コロナが明けたときには坂城町にたくさんの方が来てもらいたいという思いでいるからこそ、今回の一般質問のこの2つの質問になったわけであります。

新型コロナウイルス感染症が流行して世界は大きく変わろうとしていると感じています。先ほども申し上げましたが、都会から地方へという動きも進んでいます。この坂城町が本当にいい町だとPRするためにも、社会の様々な多様性、先ほども性の多様性のことを申し上げましたが、多様性を認め合える町、そして、いじめ・差別が起きないまちづくり、そして、もし悩むことがあっても助け合いができる町をよりさらに強固にしていかななくてはと感じるわけであります。

いささかマイナスな話を少ししてしまいましたが、マイナス面をプラスに変えるなら今です。このコロナの状況はプラスに変えていかなきゃいけないのかなど、この質問をするに当たり強く思ったわけです。町民総ぐるみでそのマイナスの部分はプラスに変えていきましょう。そして、変えるなら今だと思っております。その思いを伝えまして、今回の一般質問は以上で終わりにします。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時15分～再開 午後 2時25分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、8番 玉川清史君の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めます。

初めに、1、障害者福祉について、イ、施設について、質問1つです。1、千曲坂城圏域と坂城町にある障がい者が利用できる施設について、入所・通所の大まかな区分による施設の数と、その過去3年間の支給決定の利用者数は。

障害者自立支援法から障害者総合支援法への法改正によって、障害のある人を権利の主体と位置づける基本理念、これが設けられたことで、第1条の2には、住み慣れた場所で可能な限り必要な支援が受けられること、社会参加の機会の確保、どこで誰と暮らすかを選べるなど、障がいのある人が保障される権利が明確になりました。

障がいのある人へのサービスは、介護給付サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援

護、重度障害者等包括援護、ショートステイ、療養介護、生活介護、施設入所支援など、訓練等給付サービスとしては、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、グループホームなど、相談支援サービスとして、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があり、障がいのある子どもを対象とするサービスには、先ほどのサービスの一部と障害児入所支援、これは都道府県管轄、福祉型と医療型があります。市町村管轄では、障害児通所支援、児童発達支援と医療型児童発達支援があります。放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援などがあるということですが、障がいのある人が利用できる千曲坂城圏域と坂城町にある施設と利用者数はどうでしょうか。

続いて、口の精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（通院）受給者について、質問は1つ、1、医療費助成を精神科入院にも適用に。

障がいのある人の介護をするのは90%以上が家族であるという調査があるように、本来なら国がしっかりとした対策をすべき大問題であるわけですが、特に障がい重度であるほかの障がいのある人の介護と同様に、精神障がいのある人の介護をしている家族介護者は一日中、目を離せず、仕事も十分にできない状態であったり、国民年金が主な収入である介護者の場合は、少しでも支出を抑えなければいけない厳しい状況であるとの相談がありました。

坂城町の福祉医療制度の支給対象者を見ると、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（通院）受給者について、対象医療の外来・入院で精神科入院が適用外となっています。しかし、近隣の自治体では、世帯の所得制限はありますが、給付の対象としているところもあります。ぜひ坂城町でも給付対象として考えてほしいと考えますが、町の考えはどうでしょうか。

以上、1回目の質問です。

福祉健康課長（伊達君） 1、障害者福祉について、（イ）施設についてのご質問から順次お答えをいたします。

まず、千曲坂城圏域と坂城町にある障がいのある方が利用できる施設の施設数でございますけれども、様々な形態がございますので、ここでは法定の給付となります入所等のサービスである居住系と通所のサービスであります日中活動系や就労系といった障害福祉サービスの体系別にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、入所等のサービスを行う居住系につきましては、施設に入所して、入浴・排せつ・食事の介護等を行う施設入所支援を提供する事業所が千曲坂城圏域内に3か所、うち町内には1か所がございます。また、日常生活での援助をしながら共同生活の場となるグループホームにつきましては、圏域内に10か所、うち町内には1か所がございます。

次に、通所サービスのうち日中活動系につきましては、常に介護を必要とする人に昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する生活介護事業所が圏域内に7か所あり、うち2か所が町内でございます。同じく通所サービスのうち就労系に

つきましては、一般企業等へ就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援と一般企業等での就労が困難な人に就労機会の提供と能力等の向上のため必要な訓練を行う就労継続支援事業所が圏域内に合計15か所ありまして、そのうち2か所が町内にございます。

次に、利用者についてであります。各年度4月1日時点の支給決定者数と年間の延べ利用者数、令和2年度におきましては10月末時点の利用者数になりますけれども、申し上げたいと思います。ただ、この利用者数につきましては、障害福祉の場合は圏域外の利用者もかなりおられますので、それを含めた数字ということでご理解を頂戴したいと思います。こちらについても障害福祉サービスの体系別にお答えいたします。

居住系サービスのうち施設入所支援の支給決定者数でございますが、平成30年度が20人、令和元年度が21人、今年度が19人で、延べ利用者数は平成30年度が270人、令和元年度が240人、今年度が10月末時点で157人ということでございます。

次に、グループホームについてですが、4月1日現在、支給決定者数は、平成30年度が22人、令和元年度が20人、今年度が18人で、延べ利用者数は、30年度254人、元年度252人、今年度が10月末時点148人ということでございます。

続いて、日中活動系サービスであります生活介護の支給決定者数であります。30年度、元年度、今年度ともに48人でございます。延べ利用者数は、30年度が581人、元年度が592人、今年度が373人でございます。

就労系サービスであります就労移行支援と就労継続支援の支給決定者数につきましては、これは3つのサービスを合計をいたしまして、平成30年度が32人、元年度及び今年度については39人でございます。延べ利用者数は合計で30年度が421人、元年度が480人、今年度が325人でございます。

このほか、自立訓練を行う事業所が圏域内では町内に1か所でございます。

また、直接利用をするという施設ではございませんけれども、相談支援事業所が圏域内10か所で町内に2か所、居宅介護や行動援護など、訪問系のサービスを行う事業所については、複数のサービスを重複して行っている事業所もございますので、その場合は1か所というカウントでお答えをいたしますけれども、圏域内には8か所、うち1か所が町内にございます。

また、これらのサービスに係る支給決定者数でございますけれども、合計で30年度が139人、元年度が140人、今年度が147人で、延べ利用者数は合計で30年度が587人、元年度が650人、今年度が458人でございます。

また、児童福祉法に基づき障害児福祉サービスを提供する事業といたしまして、医療型の入所施設が圏域内に1か所、町内ではございませんけれども、圏域内に1か所ございます。そのほかは、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、児童の通所系の施設が圏域内に合計15か所あ

り、うち3か所が町内に、また、そのほか、相談支援事業所が圏域内に合計7か所、うち2か所が町内にございます。

児童の入所につきましては、ご質問でもありましたけれども、県の管轄になりますので、ここでは通所系と相談支援の利用者数について、先ほどの障がい福祉サービス同様に、支給決定者数と年間延べ利用者数を申し上げたいと思います。

支給決定者数につきましては合計で平成30年度が51人、令和元年度が52人、今年度が62人で、延べ利用者数は平成30年度382人、令和元年度が472人、今年度が10月末時点で316人という状況になってございます。

続きまして、口の精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療——通院でありますけれども——受給者についてということで、医療費助成を精神科入院にも適用をとというご質問についてお答えをいたします。

障がいがある方への医療費の助成につきましては、子どもやひとり親家庭などと同様、福祉医療費給付事業として実施をしているところで、障がい者に係る福祉医療は、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳及び精神通院医療に係る自立支援医療受給者に区分し、それぞれ要件を設けて実施をしております。

当町での精神障がい者への福祉医療費につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付者と精神通院自立支援医療受給者が対象で、所得要件は設けずに精神科入院を除く入院及び全診療科の通院に対して給付を行っているということでございます。

県内の市町村の状況を見ますと、手帳交付者に対する精神科入院を福祉医療費の給付対象としている自治体が36市町村ございます。それぞれ手帳の等級による制限や所得による制限を設けるなど、対象範囲が様々であります。また、入院自体を給付対象としていない自治体は40市町村ということでございます。

福祉医療費給付事業につきましては、基本的に市町村が実施をする事業でありますけれども、福祉の増進の観点から、県においても一定の対象範囲に係る給付分については市町村に対して助成を行っており、精神障がい者に係る県の助成対象は、手帳の1級については通院のみ、手帳の2級については自立支援医療の精神通院医療のみということで、さらに一定の所得制限も設けられているということでございます。

一方、当町におきましては、先ほども申し上げましたように、手帳の1級から3級及び自立支援医療受給者全てについて、精神科入院は除きますけれども、入院と通院を対象とするとともに、所得制限についても設定をしておらないということで、県の助成対象を大幅に拡充して、単独の事業として実施をしているという状況でございます。

また、福祉医療費給付事業は、精神障がいだけでなく、身体障がいや知的障がい、65歳以上の国民年金法施行令別表該当者、子ども、ひとり親家庭などを対象に給付を行っており、そのう

ち当町では、身体障がい者、知的障がい者、子どもについて、先ほどの精神障がい者の方と同じように県の助成範囲を超えて実施をしているということをごさいます、町が独自に対象を拡大している費用については全て一般財源を投じて対応しているという状況でございます。

一方、精神障がい者に係る福祉医療については、今年度策定を進めております障害者計画等の策定委員会においても、精神科入院への適用に関し、ご意見を頂戴しているというところでございます。こうしたご意見も踏まえつつ、町の財政状況における制度の持続可能性も考慮する中で、他市町村の実施方法も参考として、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

併せまして、県では、来年8月より精神障害者保健福祉手帳2級交付者の通院について、自立支援医療の精神通院のみを現在助成対象としているところでもありますけれども、これを全診療科の通院へ拡充する予定ということもお聞きをしております。こういったことを踏まえ、さらなる県の対象の拡大ということについても引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

8番（玉川君） 細かい説明をいただきました。前向きな方向でもって動いていただければと思います。

再質問ですが、施設についてですけれども、特に精神障がいのある方、その人の身近な地域での受皿となっていますグループホームなど、今後の計画についてはどうお考えでしょうか。お願いします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

精神障がいの方の受皿となるグループホームの今後の計画ということでございますけれども、グループホームにつきましては、入所や入院をされている方の地域生活への移行を進める上で重要な一つの受皿であると認識をしているところでございます。

今年度策定を進めております第6期障害福祉計画に係る国の指針におきましても、これは第5期に続いてでありますけれども、サービス提供体制確保に関する基本的な考え方の一つとしてグループホーム等の充実ということが上げられております。

ただ、規模の小さな自治体におきましては、グループホームだけではなくて、様々なサービスの提供施設、提供基盤が全てそろうということは、これ、現実的には難しいという状況もございます。

そういった中で、障害福祉サービスにつきましては、市町村という基本的な単位に加えまして、圏域という考え方がございます。当町におきましても、当事者の皆さんをはじめ、様々な関係機関が参画する千曲坂城地域自立支援協議会を組織して、地域での課題ですとか、そういった共有をしながら、サービスの提供体制などを含めて協議を行う場がございますので、こうした場でも検討を進めていくことが必要ではないかなと、そんなふうには思っております。

合わせまして、町内でそうした事業に取り組みたいといったお話がありましたら、積極的にご

相談に応じてまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

8 番（玉川君） 先ほどのお答えの中で、民間でもって開所するというご要望があればというお話でしたけれども、その場合、場所の提供というのは例えば公営住宅とかあるようではございますけれども、そういったところは考えてもよろしいのでしょうか。

建設課長（大井君） 今、公営住宅、町営住宅の活用というようなご質問をいただきましたけれども、町におきましても個別施設計画の中で町営住宅の在り方についても現在詰めているところでございます。活用していけるような町営住宅、なかなか老朽化しておりますので、すぐさまグループホーム等に活用していくというのはなかなか困難な問題かなというふうに考えております。

8 番（玉川君） いずれ今介護していただいている親御さんも亡くなって、親亡き後というのを考えなければいけなくなりますので、自立できるような手厚い支援、応援を期待しています。

続きまして、2の生活保護について、イ、生活保護認定について、1、認定までの町としての関わりは。

長野保健事務所の資料によりますと、坂城町での年度末での延べ世帯数は、平成24年の332以降、平成29年が371、30年が364と微増傾向にあります。個人の力ではどうしようもない影響、病気、けが、災害、この1年では台風災害や新型コロナ感染症などにより、廃業、失業、雇い止めなどで収入の道が途絶え、生活保護を必要とする人も増えてくるのが当然考えられると思います。生活保護申請の窓口である町では、相談者や希望者に対してどのような対応をしてくれるのか。申請までの流れについての説明をお願いします。

福祉健康課長（伊達君） 2、生活保護について、イとして、生活保護認定についてということでご質問をいただきました。お答えをいたします。

生活保護につきましては、資産や能力等、全てを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、憲法第25条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とした制度でございます。世帯ごとに国で定めた基準額から算定した最低生活費と実際の収入を比較し、収入が最低生活費より少ない場合に、その不足する額が保護費として支給される制度でございます。

生活保護の実施機関につきましては、居住地域を所管する福祉事務所が行うこととされ、市においては市が設置する福祉事務所、町村においては県が設置する福祉事務所ということになります。当町におきましては、県の長野保健福祉事務所が実施機関となりますが、町におきましても町民の皆様が一番身近な窓口として相談に応じているところでございます。

また、相談機関といたしましては、町以外にも町の生活困窮者自立相談支援事業の委託先として相談支援を行っている町社会福祉協議会や、平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が開始され、生活保護に至る前段階での早期に生活相談ですとか就労支援を行う第二のセーフティーネットであります、まいさぼ信州長野など、様々な機関で相談をお受けすることができるというこ

とでございます。

各機関への相談につきましては、町や町社会福祉協議会、まいさぼ信州長野、生活保護の実施機関でございます長野保健福祉事務所など、関係機関が連携し、支援会議を重ねる中で、ご本人やご家族から生活の状況や困り事、希望などをお聞きし、生活全般にわたって必要な支援につなげているところでございます。

また、状況に応じて生活保護制度について説明をする中で、申請の意向があった場合には、ご本人やご家族、扶養義務者の状況や保護の開始を必要とする理由などを記入した保護開始申請書を提出していただくということになります。

申請書につきましては、直接、実施機関であります長野保健福祉事務所へ提出をしていただくこともできますけれども、町も含めた相談あるいは支援会議を通じて申請に至るケースが多く、ほとんどの場合は町を経由しての提出ということになってございます。

町では、保護開始申請書の提出を受けると、生活保護法第24条第10項の規定に基づき、保護に関する参考事項を記した保護申請に伴う調査書を作成し、申請書と併せて長野保健福祉事務所へ進達を行うという流れになります。

調査書につきましては、町の公簿等により確認できるご家族や扶養義務者の状況、資産の状況、公租公課等の状況のほか、保護の必要性に関する町の意見として、ご本人あるいはご家族からお聞きした生活の状況等に加え、障がいや介護の程度、サービスの利用状況などについても併せて記載をさせていただいているというところでございます。

一方、長野保健福祉事務所では、保護開始申請書の提出を受け、保護の決定に必要な事項といたしまして、生活状況等を把握するための家庭訪問等による実地調査、預貯金、保険、不動産等の資産調査、扶養義務者による扶養の可否の調査、年金等の社会保障給付、就労収入等の調査、就労の可能性の調査、関係機関への調査等を行い、この調査結果を基に定められた基準により、保護が必要かどうか、また、必要な場合はどの程度必要なのかといったことを福祉事務所長が決定をし、申請者に対し文書で通知を行っているというところでございます。

このように、町では保護の決定あるいは実施という部分についての権限はございませんけれども、これまで申し上げましたように、一番身近な窓口として相談の段階から関わるだけでなく、保護の開始後も福祉事務所等と連携して支援にあたっているというところでございます。

8番（玉川君） 安倍前首相は、衆議院の決算委員会で、「文化的な生活を送る権利があるので、生活保護を申請してほしい。我々も様々な機関を活用して国民に働きかけたい」と明言しているように、権利として遠慮することなく申請していけるよう、支援を続けていっていただきたいと思えます。

続きまして、3のコロナ対策について、質問は3つあります。伊の事業所支援について、1、コロナ禍の事業所への影響は。

町長の招集挨拶にもありましたけれども、7～9月期経営状況調査の結果については、町内の主な製造業20社の生産量は前回調査よりプラスが増えたが、依然として厳しいとの判断でした。雇用情勢についても不安定とのことですが、20社だけではない町内事業所の状況はどこまで把握されているのでしょうか。

2、支援策の利用状況は。

町は独自の支援策を次々と打ち出し、持続化応援支援金、経営安定特別資金など、他市町村の事業者からも羨ましいと言われるようなものがあります。国・町の主な支援策の利用状況はどうでしょうか。

3、支援策の延長などのお考えは。

支援策には期限がありますけれども、コロナ禍は収まるどころか、非常事態宣言が出た4月よりも深刻な状況になっています。町内事業所の存続、雇用維持のためには、支援策の一層の充実と期限の延長が必要だと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

町長（山村君） ただいま玉川議員さんから3番目の質問としましてコロナ対策について、そのイとして事業所支援について、また、1、2、3と質問がありました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、11月に入り急激に拡大して、県で独自に設定する6段階の感染警戒レベルが11月14日に当町を含む長野圏域でレベル4に引き上げられ、新型コロナウイルス特別警報が発令されたという状況であります。また、12月4日にはレベル3に引き下げられましたが、全国的にはまだ感染者数が増加しているという状況であり、引き続き感染拡大防止対策の徹底について、町民、企業の皆様にはご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

そうした中で、企業活動等の回復の兆しも徐々に見え始めてきてはおりますけれども、まだ先行きは見通せない状況であり、感染防止の啓発を行いつつ、事業所等の回復が足踏みしないよう支援を行ってまいりたいと考えております。

まず、コロナ禍の事業所への影響についてであります。10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査では、生産量、売上げともに回復基調の回答も増えてまいりました。これは、主な業種別に20社選んでおりますので、それ以外のところは全然見ていないというわけではございません。

今申し上げましたけれども、若干回復の傾向もありますけれども、しかしながら、町内の小規模の零細事業所はまだ回復が遅くて、商業、特に飲食店は忘年会等の予約も少なく、大変厳しい状況が続いていると伺っております。町内全産業において総体的には依然として厳しい状況にあることがうかがわれます。

また、町内金融機関と行っております懇談会においては、前年同月比50%以上の売上げが減少している企業等が対象となる持続化給付金について、町内事業所の半分以上が給付金を受けて

いるとお聞きしており、町内の事業所等が新型コロナウイルスによる甚大な影響を受けていると感じているところであります。

一方で、9月頃から自動車や建設機械関係などの一部の産業では持ち直しの動きも見られ、一時帰休の解除や、残業や夜勤の再開、人材の確保のための求人を行うなど、徐々にではありますが、回復傾向の業種も出てきております。

町といたしましても、事業活動に必要な支援策などを講じ、新型コロナウイルス感染拡大前の水準に一刻も早く回復できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、支援策の利用状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る対策として、町ではこれまで様々な支援制度等を講じてまいりました。

まず、中小企業、小規模事業者の資金繰りを支援する経営安定特別資金、これは貸付限度額が500万円の運転資金であり、貸付後5年以内においては利子の全額補給、また、保証料につきましても全額補給するというものであります。11月末までの融資の状況は、あっせん申込件数が157件、融資額の合計が6億700万円という状況であります。

また、県と町との協調による新型コロナウイルス拡大防止協力金支援金は、緊急事態宣言の発令中に休業等の要請に協力いただいた事業者に対する支援として実施いたしましたところでございます。町内の事業者28件に一律30万円の協力金を支給いたしました。飲食店などの3密が想定される施設の休業や時間短縮により、新たな感染防止につながったものと考えております。

続いて、新サービス創出応援補助金であります。外出自粛要請等の影響により売上げが落ち込んでいる飲食事業者が新たなサービスとしてテイクアウトやデリバリーなど、経営の多角化や売上げを確保する取り組みに係る初期費用を限度額20万円として補助するものであります。申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施し、申請件数は13件、交付決定額は254万円でありました。今後、飲食店事業者から実績を報告いただき、補助金額の確定後、随時補助金を交付してまいります。

続きまして、スタンプラリー消費回復応援事業であります。業況が悪化している町内商業やサービス業などを営む事業所の経営回復と事業継続を図り、地域の消費喚起を促すため、商工会への委託事業として実施してまいりました。6月と7月の2回、スタンプラリー用の台紙を全戸配布し、延べ865人の方にご参加いただいたところであり、スタンプラリーでの買い物と進呈した商品券利用と合わせますと500万円を超える経済効果があったものと考えております。

続きまして、小規模事業者等持続化応援支援金であります。国の持続化給付金の対象とならない1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者を対象として一律20万円を支給するものであります。支援状況といたしましては11月末現在48件の申請があり、960万円を支給しております。

なお、当初は7月末までの申請期間としておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、小規模事業者等への甚大な影響が続いていることから、申請受付期間を来年1月29日まで延長し、支援を継続しているところであります。

続きまして、雇用調整助成金等申請支援補助金は、国の雇用調整助成金等の助成を受ける際、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に委託し、支払った経費に対し補助金を給付するものであります。補助申請は1事業者1回までとし、補助上限額を10万円としておりますが、8月1日から受付を開始し、11月末現在で9事業所に交付いたしました。

また、国の雇用調整助成金特例措置の緊急対応期間が9月30日から12月31日まで延長されたことに伴い、町の補助申請期限を令和3年2月26日まで延長したところであります。

さらに、国においては、緊急対応期間を令和3年2月末まで延長すると表明したことから、町の補助申請期限についてもさらなる延長を検討してまいります。

続きまして、飲食系応援クラウドファンディング事業であります。商工会と連携して事業を実施し、クラウドファンディングで集まった支援額に対して運営会社に支払う手数料相当を補助いたしました。クラウドファンディングには町内飲食系事業者27社が登録し、目標額500万円に対し、ほぼ近い額の総額457万5千円の支援があったところであります。大勢の皆様の応援がコロナ禍の中で頑張る飲食系事業者の方の力になったものと考えております。

今後の支援策につきましては、既存の支援策の検証とともに、国や県による支援策の動向、また、商工会や金融機関などからの情報を得る中で、事業所ニーズの把握も行い、町内事業所の事業継続と雇用維持を図るため、現在講じている支援策の延長も含めて、必要とされる支援についてさらに検討してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） いずれにしても、支援には財源が必要ですが、税収の見通しもあんまりよくないでしょうけれども、10年、20年後を見越しての利用の周知、それと対策の検討をお願いしまして、次に移ります。

4として、除雪について、質問は2つです。イ、除雪体制の確保について、平成26年2月の大雪を経験して、現在はどのような除雪体制を取っているのか。

平成26年2月の大雪以降、今年はどうか、今年はどうかとただただ不安に思っているだけで、結局、昨年までは生活に影響が出るほどの大雪はなかったわけですけれども、長期予報では平年並みかそれ以上の積雪の予報が今年は出てきています。備えておくことは大切ですので、いざとなったらどのような体制になっているのか、説明をお願いいたします。

2、平成26年2月のような状況で区が除雪をした場合、町が補助等を出すことはどうでしょうか。

国道、県道、主要な町道などは、それぞれの所管が除雪の手配をすることになるわけですが、一番身近な生活道路については、地域住民がそれぞれの地区で対応をしています。

しかし、特に災害級の大雪の場合は、昼夜関係なく何度も除雪するのは、働き手が仕事で出かけた後の家を守っている高齢の皆さんが多いのではないのでしょうか。そういうときに頼るのは、地域のコミュニティである区だと思います。区の役員さんなどが動いてくれた場合には、町としても何らかの支援が必要ではないかと思いますが、町のお考えはどうでしょうか。

建設課長（大井君） 除雪についてのご質問にお答えをいたします。

町では、冬季における道路の安全確保のため、町内主要幹線道路及び循環バス路線などに対し、町内建設業の皆様などに除雪・融雪剤散布作業を委託しており、この12月補正予算案に除雪作業に係る経費について計上をしております。

はじめに、平成26年の降雪について申し上げますと、2月8日と14日から15日にかけて2回大雪が降り、2月8日は町内において約40センチの降雪があり、14日から15日にかけてはおおむね80センチの積雪で、町内のみならず、広範囲にわたり工場や農業施設などへの被害や交通障害などがございました。

このような状況を踏まえ、除雪体制についてのご質問ですが、はじめに、除雪に対する対応として、平成26年の経験を基に、50センチメートルの積雪があった場合、災害対策本部を設置し、除雪作業等に対応することといたしました。

次に、道路の除雪につきましては、それぞれの道路管理者が実施をしており、国道18号は国が除雪作業を実施し、町内の各県道につきましては千曲建設事務所が実施しているところでございます。

町の除雪体制につきましては、町の4つの建設業者が大型除雪機械8台を保有し、除雪作業が迅速に行えるよう体制を整えていただいております。通常、おおむね10センチメートル程度の降雪があった場合はA01号線、こちらは産業道路になりますが、A01号線をはじめ、国道、県道を結ぶ町の幹線道路など53路線、約46キロメートルの除雪作業を実施いたします。

また、道路の凍結が予想される場合は、A01号線をはじめ、山間部など、幹線道路10路線に約10キロメートルに融雪剤散布作業を行っております。

平成26年の大雪を経験し、豪雪時には効率的な除雪作業が実施できるよう体制の強化を図るため、千曲建設事務所と緊急時における相互除雪協定を締結しております。この協定により、豪雪時には千曲建設事務所が委託している除雪業者と協力し、それぞれが所有している除雪機械に加え、千曲建設事務所が保有している除雪機1台が町内建設業者に貸し出され、県道や町道の所管道路にこだわることなく、効率的な除雪作業を実施することが可能となりました。

また、平成26年のような大雪時には、通常の委託業者4社による除雪作業に加え、町内の建設業など10社に除雪の協力をお願いし、除雪体制の強化を図り、雪の片付け場所に苦慮した経験も生かし、千曲川右岸に所在するさかき千曲川バラ公園イベント広場に雪捨て場を確保することといたしました。

次に、大雪の場合の区への補助のご質問ですが、平成26年の大雪では、区内で重機等を所有している方々などにも協力して除雪作業を実施していただいたことから、地元区に対しまして補助金を交付した経過がございます。

今後、平成26年のような大雪が降った場合、必要に応じて補助金の交付について検討をしてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 自治体によっては、ほかの自治体によっては、区が除雪機を購入する際の助成制度があるとも聞いています。地域住民が工夫をして生活道路の除雪体制を整えようとするときには町も支援を考えてほしいと要望いたしまして、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時12分～再開 午後 3時23分）

議長（西沢さん） 会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

2番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回の質問のテーマは、ごみ問題です。連続してこのテーマを一般質問で取り上げている同僚議員に刺激を受けてというわけではないのですが、質疑は毎回熱心に聞いておりました。リサイクルには、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルがあることなどを初めて知りました。

それはさておき、昨年より当町も構成市町村の1つである上田地域広域連合議会の議員を務めております。その関係で、ごみ問題の議論に集中的に数多く触れることになりました。なぜかといいますと、ご存じのように上田広域では、ごみの焼却場、資源循環型施設建設が最重要課題となっているからであります。最重要課題であるのは上田広域の10月の定例会において連合長である土屋上田市長の開会の挨拶の冒頭でも明言されておりましたし、一般質問のテーマも全てこの問題に集中していました。全員協議会においても同様でした。

また、8月下旬から10月にかけて、数度の資源循環型施設建設に関する説明会があり、私もサントミュージーゼで行われた説明会を傍聴しに行きました。建設に向けて、環境アセスメントの実施がいよいよ始まるようであります。

ただ、当町は上田広域のごみ処理広域化計画に参加していませんので、ある上田の市議員さんからは「関係ないのにつき合わせちゃって申し訳ない」と言われました。当事者でないのは確かですから、差し出がましい発言は遠慮していましたが、数多くの資料に多くの議論を聞きながら、ひるがえって、坂城町ではどうなっているんだろうという疑問、感心が強く頭をもたげ始めました。考えてみれば、というより考えてみるまでもなく、誰もがごみを出すのだから、全町民

が日常的に直接関係する問題です。当然のことながら、当町が推進しようとしているSDGsとも深く関わる問題であります。

とはいえ、恥ずかしながら、長年ごみ出しを妻に任せっきりだったせいもあり、最近まで分別の仕方、ごみの出し方からして知りませんでした。この一般質問に当たり、いろいろ聞いたり調べたりした過程で、疑問に思ったことを中心に質問をいたします。

テーマは、大きくはごみ問題1つですが、質問と答弁が長くなるとわけが分からなくなりそうなので、排出量及びごみ処理の問題、それとB施設についてと、分けてお聞きしたいと思います。

まず1、一般廃棄物、ごみについて、主にその排出量関係のことをお聞きします。

イでは、排出量のことについてお聞きします。当町の一般廃棄物、ごみの現状について、3点お聞きします。

①平成28年度からのごみの総排出量の推移は。

②平成28年度からの1人1日当たりのごみの排出量の推移は。

③1人1日当たりのごみの排出量に関して、長野広域連合構成する他市町村や県平均と比較した場合の当町の位置は。

この3点をお聞きしたいのですが、これは坂城町一般廃棄物処理基本計画において、平成23年度から27年度の第3次基本計画を、平成28年度から32年度までの第4次基本計画にも全く同じ次の文言があったことによります。それは、「近年のごみの量は減少の傾向が続いていますが、長野広域連合組織する市町村において、当町は比較的排出ごみ量が多いというのが現状です」そうありました。はっきり多いという比率を知って、何となくはそうなんだというのは思ったこともあるんですが、それなぜなんだろうと、そういう疑問からこの3つの質問をいたします。

次にロですが、その一般廃棄物の処理についてお尋ねします。

その現状を具体的にお聞きしたいと思います。

①葛尾組合焼却場の処理能力が1日当たり何トンか、また、搬入量はどのくらいか。

②葛尾組合焼却場で焼却されている可燃ごみのおおよその組成割合はどうなっていますか。

③として、上山田の葛尾組合不燃ごみ及び資源物処理施設において、不燃ごみはどのように処理されているか。

④やはり上山田の葛尾組合不燃ごみ及び資源処理施設のその処理能力、1日当たりの搬入量、受け入れ品目、処理方法、これは③でも聞きましたが、処理方法はどうなっておりますか。

最後に、ハとして、リサイクルの現状をお聞きします。

ハ、リサイクルについて。

①当町のリサイクル率は県下の他市町村と比べ低いですが、過去の取り組みと合わせ、低い理由はどうか。

②リサイクル率向上のための方策は。

③生ごみの自己処理、分別収集、資源化についてどうお考えか。

第1回目の質問は以上です。

住民環境課長（関君） 1、一般廃棄物についてのうち、イ、当町の一般廃棄物の現状についてから順次お答えいたします。

まず、平成28年度からのごみの総排出量の推移でございますが、坂城町で排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、粗大ごみまで含んだ、各年度の廃棄物の総排出量と前年度との比較を順に答弁いたしますと、平成28年度が5,074トンで、前年度比5.84%の減、29年度が4,951トンで、同じく2.43%の減、平成30年度が4,954トンで、約0.06%の増、令和元年度が4,976トンで、約0.45%の増となっております。28年度、29年度と減少傾向が続いておりましたが、30年度からは増加に転じ推移している状況でございます。

次に、平成28年度からの1人1日当たりのごみの排出量の推移はとのご質問でございますが、平成28年度が約949グラムで、前年度比4.4%の減、平成29年度が933グラムで1.7%の減、平成30年度が938グラムで0.5%の増、令和元年度が950グラムで1.3%の増となっております。この結果は、総排出量の推移と同じ動きとなっております。

次に、1人1日当たりのごみの排出量に関して、長野広域連合を構成する市町村や県平均と比較した場合の当町の位置はについてでございますが、県が公表している市町村別の1人1日当たりのごみ排出量の平成28年度から30年度までの結果によりますと、長野広域管内での家庭系のごみの排出量は、8市町村中多いほうから3番目、事業系ごみにつきましては1番、合算した量の順位は2番目に多い排出量となっており、県全体の中での順位も多いほうから12番ないし13番目となっております。県平均に対しては、家庭系のごみの排出量は、約2~4%増と、やや多めという数字でございますが、事業活動の盛んな当町の特徴として、事業系につきましては、県平均に対して、約25~28%の増となっております。

また、家庭系及び事業系を合算した1人当たりの年度別の前年度対比の推移でございますが、平成28年度は、県全体の平均が1.7%の減に対し、坂城町は6.7%の減、平成29年度は、県平均が0.6%の減に対し、坂城町は1.7%の減と、県平均を大きく上回る減量幅になりましたが、平成30年度は県平均が0.7%の減に対し、坂城町は0.9%の増と、やはり平成30年度から増加の傾向となっております。

ただ事業系のごみを合算して町民1人あたりに換算するということにつきましては、あくまでも1つの参考指標として捉えているところでございます。なお、家庭系可燃ごみについては、長野広域連合の資料によりますと、令和元年度、昨年度になりますけれど、1人当たりの排出量は、長野広域連合平均よりも14.3%多い状況でございます。8市町村の順位では、1番多い排

出量となっております。

次に、ロ、一般廃棄物の処理について、順次お答えします。

まず、葛尾組合焼却場の処理能力につきましては、日量40トンの処理能力が可能な炉が2炉ありまして、合計で80トンの処理能力となっております。

また、当町と千曲市を合わせた可燃ごみ搬入量は、令和元年度の焼却量実績によりますと、年間約1万8千トンとなっております。年間通算の日量換算にしますと1日当たり約51トン、実稼働日数で計算しますと、58トンの焼却実績となっております。

次に、葛尾組合焼却施設で焼却された可燃ごみのおおよその組成割合はについてでございますが、葛尾組合では、組成割合を出すために、毎月、組成分析というものを行っております。焼却場に搬入された可燃ごみのうち、一部を抽出しまして乾燥後に種別ごとに区分を行いまして、年平均の重量ベースで調査を行っております。

令和元年度は、紙、布類が52.8%、ビニール、プラスチックが26.1%、いわゆる生ごみの厨芥類これにつきましては12.7%、竹、木などが3.2%という結果でございます。参考までに、平成21年度につきましては、紙、布類が48.8%、ビニール、プラスチック類で22.1%、厨芥類が25.9%、木、竹が1.2%でありましたので、厨芥類いわゆる生ごみがマイナス13.2%と大きく減少しております。その一方で、紙、布類、ビニール、プラスチックが、それぞれ4%増えたという結果となっております。

次に、上山田の葛尾組合不燃ごみ及び資源物処理施設の処理能力、1日当たりの搬入量、受入れ品目、処理方法はについてでございますが、処理施設は、千曲市と坂城町から排出される鉄やガラス製品、瀬戸物などの不燃物やスチール、アルミなどの缶類、乾電池等を受け入れておまして、缶などの金属類は、プレス機で圧縮して、それ以外の不燃物につきましても、材質ごとに選別して、資源になるものは引き取られて再利用されます。1日の処理能力は、選別、圧縮、梱包ともに12トンとなっております。令和元年度の年間処理の実績ですが、缶が108トン、不燃ごみが626トンとなっております。

次にハ、リサイクルについてお答えさせていただきます。当町のリサイクル率は、県下の他市町村の比べて低いですが、過去の取り組みと合わせて低い理由はについてでございますが、まずは、長野広域連合で集約した令和元年度の管内市町村の資源回収の状況によりますと、坂城町の1人当たりの資源物の回収総量でございます。それは管内市町村の平均より47.46%少ない状況であります。分別品目で見ますと、缶とか瓶につきましては、同程度の回収量である一方で、管内平均よりもペットボトルの回収量は約54%、プラスチック製容器包装が43%、紙類が34%、それぞれ少ない状況となっております。

また、環境省が毎年実施し公表している一般廃棄物処理事業等実態調査の廃棄物の総排出量に対して、資源化される物の回収量の比率をリサイクル率として算出した結果によりますと、平成

30年度の当町のリサイクル率は12.0%となっておりまして、77市町村中76位という結果となっております。廃棄物として排出している量に対し、資源物の回収量が少ない結果となっておりますが、これらのデータはあくまで市町村が収集して把握している収集量からの数値でございます。事業者がみずから排出責任として、サービスの一環として実施している店舗回収、資源物の回収、最近多いですが、そういったものは含まれていないという状況となっております。当町の傾向として、分別に大変ご協力いただいている方が多くいらっしゃる一方で、可燃性の資源物全体の回収量が低いという結果から見れば、全体的には資源物を可燃ごみに混ぜ込んで排出している傾向もあるのではないかと推測されるところでございます。なお、先ほども申しましたが、缶や瓶につきましては、適正な排出をしていただいております。先ほどお示しました長野広域連合管内の回収量結果から見ても、他市町村と同程度の回収量となっております。

紙類、布類、ペットボトルやプラスチック製容器包装は、燃やせばごみ、分ければ資源ということで、1回限りではなく、2回、3回と資源を循環できるよう引き続き啓発してまいりたいと考えているところでございます。なお、回収された資源物を品質で見た場合、他市町村では、収集後に手作業で品質を高める分別作業をしているところもある中で、当町のプラスチック製容器包装は、ほぼ家庭から排出された状況のまま、圧縮、梱包すれば、引き取りが可能な品質ということを維持されておまして、葛尾組合から引き取りを行っている日本容器包装リサイクル協会からは、再商品化に支障がなく、引き続き、品質の維持をお願いするという最高評価をいただいたという状況でございます。これは、町民の皆さんが適切に分別したり、汚れた状態で出さないように、努力いただいている成果でありまして、この場をお借りして感謝申し上げる次第でございます。

引き続き、回収品質の維持をしつつ、家庭及び事業所内での分別排出の促進により、資源物回収量が増えることが重要と考えるところでございまして、町としましても、引き続き、町民の皆さん、事業所の皆さんに分別の徹底と可燃ごみの減量を啓発していきたいと考えているところでございます。

次に、過去の取り組みとリサイクル率向上のための方策はについてであります。町ではこれまで生ごみ処理機及び堆肥化容器購入に対しての補助や、住民団体による集団回収に対しての補助、それから日曜日に紙類、プラスチック容器包装などの資源物を排出できるようにサンデーリサイクルの実施、これは平成26年から月1回を2回に増設しました。紙類の分別の簡略化、紙類の回収促進のためにリサイクルボックスを設置、また綿以外の物や古着や布類として収集している物の収集範囲を拡大するなどのほかに、ごみ減量化推進委員さんとともに、地域での懇談会を開催、また事業所に対しましては、ごみ減量化のための資料を配付し、啓発しているなどの取り組みを行ってきました。

今後は、来年10月から試験運転が始まるB焼却施設への移行を、資源物やごみの出し方に関

心が高まる機会と捉えて、地域や事業所への案内とともに、引き続き、出前講座の開催の実施、また小学生を対象とした環境学習を行いながら、資源物の分別促進と可燃ごみの減量を周知してまいりたいと考えているところでございます。

また、現在は、可燃ごみとして処理しております製品プラスチックにつきましても、収集品目対象とする方針が、国として固まっております、令和4年度以降の施行を目指して、現在環境省、経済産業省、両省で、法案の作成作業を行っているところでございます。いずれにしましても、資源循環の促進には、消費者、市町村、事業者、それぞれの役割を果たすことが必要でありますので、今後、国の動きにも対応する中で、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、生ごみの自己処理、分別収集、資源化についてどう考えるかについてでございますが、町では平成5年度より、生ごみ堆肥化処理機の購入に伴う補助を行っておりまして、これまでは累計生ごみ処理機は513件、堆肥化容器は841件、合わせて1,354件の補助の実績となっております。

また、平成22年度より発足しましたごみ減量化推進委員会は、地域でごみの減量化資源化懇談会を開催する中で、特に生ごみは捨てればごみ、分けて利用すれば堆肥になるなどの減量化について啓発してまいりました。先ほど、答弁でも申し上げましたように、葛尾組合に排出される可燃ごみの組成分析結果から見ても、生ごみの割合は、年々減少傾向であります。家庭での生ごみ減量に大きな効果を発揮しているものと考えているところでございます。

なお、生ごみの分別収集、資源化につきましては、各家庭から分別収集するシステムの構築や堆肥化施設への理解や運営方法、その他発生した堆肥、そういったものの活用など、現在のところは、解決すべき課題は大変多いと考えているところでございます。

2番（小宮山君） たくさんの答弁ありがとうございました。頭がちょっとこんがらがっているのですが、坂城町の1人当たりの1日のごみの排出量、それが割とこの長野広域の中でも、あるいは県下の中でも多いのだということは分かりました。それと、ただそれって今のご説明聞いていると、余り重要なことでもないような気がしてきました。なぜかと言いますと、坂城町の場合、事業系のごみはかなりあるということなもんだから、1人1日当たりのごみの排出量というのは、事業系も家庭系も全部合算して、それを人口で割って出しているということですから、ある程度、坂城町が1人当たり、1日1人当たりのごみの排出量が多いからといって、それ自体余り問題ではないのかなということが、今のご説明で分かりました。

それで、本年は、平成13年度から5年ごとに策定されてきた一般廃棄物処理基本計画の、第4次の最終年度に当たるということでもあります。まだ令和2年度が終わっていませんが、計画にあった平成27年度実績に対する平成32年度、つまり今年のことですが、その減量10%、その削減目標は達成できそうでしょうか。これ、この10%削減目標というのは、家庭系可燃ごみ

とか事業系可燃ごみに関しての目標のようですが、それは達成できそうでしょうか、お聞きします。

住民環境課長（関君） 坂城町一般廃棄物処理基本計画で定めた、ごみの減量化目標に対して実績見込みはというご質問をいただきました。現在、坂城町一般廃棄物処理計画は、先ほどのお話のとおりご案内のとおり、平成28年度から令和2年度の計画期間として、平成27年度に定めたものでございます。減量化の方策の取り組みをしながら、家庭系可燃ごみにつきましては、平成27年度実績に対して、令和2年度のごみ減量目標10%減、それから同じく事業系の可燃ごみにつきましても、10%の減を目標を定めております。これまでの年度別の経過でございますけれども、まず、家庭系の一般可燃ごみにつきましては、平成28年度が27年度実績に対しまして、1年間でマイナス4.48%減りました。同じく27年度に対しまして、29年度のときはマイナス6.81%と非常に大きく減量になってきていました。

ところが、ここまですべてが順調に減量化されてきたんですけど、平成30年度のときはマイナス6.01%、27年度に対してです。それから、令和元年度がマイナス4.64%、これも27年度に対してです。今年度は、新型コロナウイルスの影響もありまして、各月の収集量が、かなりばらつきがございます。このままの推移で考えますと、最終的に5年間の減量化率は、マイナス3.35%ぐらいになるのではないかと予測しております。

一方で、事業系可燃ごみにつきましては、これは事業活動にかなり影響されるものでございます。平成28年度末が27年度実績に対しましてマイナス4.13%、29年度末にはマイナス3.61%、30年度がマイナス2.15%、令和元年度末にはマイナス2.26%、27年度に対してです。このようになっておりましたが、今年度に限っては新型コロナウイルスの影響もあって、ほとんどの月で事業系の排出量が減少しました。ですので、このままの推移で考えますと、最終的には、5年間の減少率が一気に減りまして、マイナス10.2%と大きく減少することが予測されております。

ですので、令和2年度の最終結果、これは当然まだ出ておりません。ですが、27年度に定めた坂城町一般廃棄物処理計画の計画目標であるそれぞれ10%減という目標に対しましては、家庭系可燃ごみにつきましては、厳しい状況であるのに対しまして、事業系可燃ごみに関しましては、数字的には目標を達しているということが予測されるという状況になっております。

2番（小宮山君） 10%削減というのは、事業系に関しては10.2%でしたっけ、達成するというので、ただ事業系も令和元年度かな、いただいた資料によると、その段階では、家庭系可燃ごみよりも、ずっとその削減目標を達していないように思われますが、そういうことだと思います、いいです。

それで、なら私は10%の削減目標、5年後の10%の削減目標というのを立ててやっていくのは、おおむね妥当なのかなと思っております。

ただ、この前第6次坂城町長期総合計画の素々案というのをいただきまして、それを見ましたところ、5年後の令和7年度の目標値が、令和元年の家庭系ごみ排出量2,456トンを基準値にしたとき、令和7年度の目標値は、マイナス5%というふうに設定してありました。それで、ちょっと首かしげて。その長期総合計画と恐らくその一般廃棄物処理基本計画というのは、整合性を持たせるであろうと思いますもんで、今までの10%削減目標というのが、どうして5%になっちゃったのかなということが疑問であります。そのことはいかがでしょうか。

住民環境課長（関君） 総合計画には5%減となっているけれど、その根拠はということについてなんですけれど、現在、事業系も可燃系も年度途中ということで、どの程度の数字が出てくるのかというのは、あくまでも予測値となっております。その中で、5%と入れさせていただいておりますが、一般廃棄物処理基本計画を今年策定する予定になっております。その策定する計画が、ある程度、例えば年末、1月、2月というものを過ぎると、ある程度の数字が出てくるかなと思っております。そのときに、やはり10%削減をするべきだというふうに計画策定がされる形になった場合につきましては、それに合わせて総合計画のほうも直していかなければというふうに考えているところでございます。

2番（小宮山君） 分かりました。よく分かりました。ならば、10%の削減目標を設定して、それをごみの総排出量の減量化ですよね、それを実現していければと、私も思います。

それで、ごみの割合と総量のことについてはこれぐらいにしまして、ごみの中身ですよ、さつき組成割合のことをお聞きしましたけれども、細かい数字は割愛しますけれども、可燃ごみの減り方に比べて、資源ごみが極端に減って、極端というかかなり減っております。資料もありますけれども、結論的にはそうです。可燃ごみも多少減ったりして、ちょっと上がったり、横ばいみたいな状態に対して、資源ごみの回収が、非常に少ないということを実績データから見ているとはっきり分かりました。

それで、なおも見てみると、紙類の回収が資源ごみになる、紙類の回収量というのが、非常に四十何%という感じで下がっています。それはどう考えたらよろしいのでしょうか。

住民環境課長（関君） 紙類の回収の関係の減少幅についてでございますが、これは私どもも非常に回収量の量が激減している資源物の回収量の中に、特に減っているなというのは、私どももこれは理解しておりますが見ているんですが、最近のお買い物関係を見ますと、やはり店舗回収をされていて、お店で特に紙類については、比重が非常に重いので、紙類を出すということに関しては、非常に左右します。

これは、ほかの市町村にも聞いてみたんですけど、やはりほかの市町村も紙類の回収量、いわゆる町が回収する集団回収も含めて、その量というのは、どこの市町村も減少傾向にあるというお話を聞いております。その分析はどういうふうにされていますかとお聞きしたんですが、私どもが想定していた店舗回収、特に買い物に行ったときに資源ボックスというのがあるんですが、

そういうところを各店舗が設置している件数が、非常に最近多うございます。そこにポイントをつけて、ポイント制にしているところも非常に多うございまして、そういったところの回収が非常に多いかなというふうに思っております。

当町としましては、紙の収集が少なくなっても、仮にその回収が少なくなっても、そちらのほうで資源を活用していただければ、それはそれでいいんじゃないかなというふうに思っております。ただ、そうしますと、紙の資源が、一体どのくらい進んでいるのかというのは分からないと、市町村それぞれ分からないという状況があって、そこはちょっと課題の1つかなというふうに思っておりますが、資源につきましては、そんなように考えているところでございます。

2番（小宮山君） そうですね、店舗回収って出している部分が多いと。それで、今課長さんがおっしゃられたとおり、そこで資源が活用されるのであれば、それは構わない、私もそれは同感であります。ただちょっと分かんないのは、紙類だけじゃなくて、ペットボトルとかほかのトレートか、そういうのも店舗回収はされているわけですよね。そういうのは割と紙類に比べると店舗回収されている部分というのは、余りないのがちょっと不思議なんです。それでどうしてかなと思ったときに、新聞、紙類といった場合の新聞の読む方が少なくなって、それでだから新聞とか雑誌の出版物の総量が減っていること、それが原因の1つとして考えられないでしょうか。

住民環境課長（関君） 申し訳ございません。坂城町民がほかの町民と比べて新聞を購読する量が減っているとか、全体的に減っているとかということについては、ちょっと調査をしていないので、こちらのほうではちょっと分からない状況ではございます。

ただ、ペットボトルに関しましても、プラスチック製容器包装に関しましても、店舗によっては回収しているところがあったりとかなかったりすることもございます。そちらにつきましても、資源物の回収量、それを除いても坂城町の資源物の回収量、可燃性の——可燃性といっていいか分からないんですけど——資源物の回収量は少ないという状況になっております。

2番（小宮山君） すみません、もう1点だけこのことに対して。先ほど、組成割合のことあれしたとき、紙類が五十二、何%とかということで、かなり多かったですけれども、燃えるごみ、可燃物の中に、どうして半分以上も紙類が入っているのでしょうか。どうお考えですか。

住民環境課長（関君） 再質問で、可燃ごみの中に紙類がなぜ多いのかというご質問でございます。

1点は、ちょっとこれは想像の部分でございますけれど、やはり紙類の中で例えばティッシュですとか、それから台所でもキッチンペーパーですとか、そういった物、使ってすぐ捨てられる便利さというものは、非常に最近増えているかなというふうに思っております。

それから、もしかしたら、そういった新聞ですとか、雑誌まで入っているかどうか分からないんですが、チラシですとか、そういったものを、資源として回収するよりも、可燃物として出したほうが便利だというふうに、もし考えてみますとすれば、そちらのほうに入ってしまうのではないかと、これはあくまで想像でございますが、そういったところでございます。

2番（小宮山君） キッチンペーパーなんかそんなに重くないですよ、それは……。結構でございませう。

ちょっとリサイクルについて、再度質問します。リサイクル率低いんですよ、坂城町、先ほど76位でしたっけ。私も環境省のホームページで見れるんですよ、あれ。それで見たところ、全国の市町村の。そしたら、平成27年度のリサイクル率は15%、坂城町のリサイクル率です。それから平成28年は14.4%、平成29年は13.1%、それから平成30年は12%、これ毎年、毎年、リサイクル率下がっているんですよ。県下の順位としては、下から2番目とか3番目とか、年によっては4番目のときもあったかな、そんな具合なんですけれども、そのリサイクル率は年々減ってきているということについてはどうお考えでしょうか。

住民環境課長（関君） リサイクル率につきましては、先ほども若干答弁させていただきましたが、ほかの市町村に比べて、リサイクルの分子というか回収する資源物につきましては、坂城町は市町村の平均と比べて少ないという状況でございませう。やっぱり紙類の回収については、非常に先ほども申しましたが、少なくなっているという状況でございませう。それが、先ほども申しましたが、店舗回収にいつているのであれば、それはそれでリサイクル率が下がったとしても、実際に紙が資源化になっているのであれば、それはそれでいいので、リサイクル率が低いのは、市町村としてはよくないということではございませうが、そういったことで資源物全体が資源化されているのであれば、それはいいのではないかと考えているところでございませう。

2番（小宮山君） 店舗回収ってのはこれ、坂城町だけじゃないですよ。特に坂城町の場合、スーパーがそんなにはないですし、だから坂城町が特別——コンビニは比較的多いとは聞いていますが、それほど店舗回収のことが原因で、そっちのほうでリサイクルしているからいい、確かにそうなんですけれども、ちょっとこれだけの数字、リサイクル率ということを考えると、店舗回収の部分があるからというだけでは、ちょっと説明、納得できないんですが。

住民環境課長（関君） 答弁の仕方がちょっとまずかったのかもしれませんが、リサイクル率が店舗回収に行ってしまうからいいということではなくて、どこの市町村も店舗にリサイクルボックスを設けているところがありまして、それにつきましては、各市町村が特に紙類も含めた資源物というのは、どこの市町村も今、どちらかという減少傾向になっております。ですので、それがあから坂城町がいいんだということではなくて、坂城町自身の資源物の回収する方法が、もし燃えるものと一緒になってしまっているのであれば、それを分別するようにすることで、そういう方策をしていかなければいけないのではないかとこの答弁をさせていただきました。

2番（小宮山君） 分かりました。次のテーマに移らせてもらいます。

B施設は、来年10月から試運転に向けて建設は順調に進んでいると聞いています。当町も今後お世話になるB施設について、基本的なことから、これ、私知らなかったもので、来年の試運転開始に合わせて町民の皆様も知っておいたほうがいいんじゃないかと思ひまして、いろいろ質

問いたします。

2、長野広域連合B焼却施設について、質問だけ言います。

イ、施設建設の費用について、①総額はどれぐらいか、また、建設費用の当町の負担割合、負担額は。

ロ、焼却炉についてなんですが、①葛尾組合焼却場と比べ、主に何が違うか。②焼却能力、処理能力は、1日最大100トンと聞いていますが、100トンの根拠は。③焼却炉構成、焼却方式は。葛尾とは違っているかどうかということも含めてです。④今までの分別方法や焼却対象物に、これから変化は起こるのか。B施設に移るに当たってです。

ハ、余熱有効利用について、焼却する過程で発生する熱エネルギー、余熱はどのように有効利用されるか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま小宮山議員さんから2番目の質問としまして、仮称の長野広域連合B焼却施設について、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。最近なぜか私の質問になると、残り10分というのが多いんですけど、手短かに申し上げたいと思っております。

まず、長野広域連合管内のごみ処理施設につきましては、長野地域ごみ処理広域化基本計画に基づき広域的に整備を進め、B焼却施設につきましては、当町と千曲市、長野市の一部の可燃ごみを焼却する施設として、千曲市屋代地区に建設を進めております。平成21年に千曲市が建設候補地を決定し、建設予定地区と度重なる交渉を重ね、平成29年には、ようやく基本協定が締結されたというところであります。本来であれば、令和3年4月から本格稼働する予定でありましたけども、さらに令和元年の東日本台風の影響で工事現場が浸水したということで工期が遅れまして、また、葛尾組合の地元であります中之条区の皆さんにもご理解いただく中で、工事延長もやむなしということでございました。

B焼却施設の現在の工事の状況でございますが、工程の見直し後は予定どおり進みまして、現在は、工場棟の躯体やプラント設備の工事のほか、管理棟などの基礎工事を行っているというところではございます。令和3年10月より、当町及び千曲市から排出される可燃ごみ全量を焼却する試験運転が開始される予定であり、令和4年4月の本格稼働に向けて準備が進められているというところであります。

新施設への移行には支障のないよう協議を重ねて対応するとともに、葛尾組合焼却施設跡地の利活用についても、今後検討していくというところでございます。

ご質問の（イ）B焼却施設の建設費につきましては、約9億2千万円となっております。施設建設費の関係市町村の負担割合は、人口割10%、ごみ量割90%となっていることから、令和18年までの公債費を含めた当町の負担額は約2億6,500万円、関係市町村負担総額に対する当町の負担割合は約3%となっております。

引き続きまして、(ロ) 焼却炉についてであります。葛尾組合焼却施設との違いについては、葛尾組合焼却炉が処理能力を日量40トン、2炉の合計80トンに對しまして、B焼却施設は日量50トン、2炉の合計100トンとなっております。

併せて、葛尾組合焼却施設にはなかった日量10トンの溶融炉を有し、焼却炉から排出される焼却灰などを溶融することで、灰の減量化と無害化を図っているということです。また、発電施設を有しまして、焼却した熱を利用して、蒸気発電タービンにより約2千キロワットの発電を行う予定であります。

なお、施設内には粗大ごみの破砕機を設置し、現在、葛尾組合では引き取ることができなかった可燃性の粗大ごみについても対応できる施設となっております。

次に、日量100トンとした根拠についてであります。長野地域全体の可燃ごみ総量から検討するとともに、施設の安心、安全を重視し、県条例で対象となる環境影響評価対象となる96トン以上とすることとされました。平時の処理量96トンのほか、災害時の対応として災害ごみ処理量を4トンとしまして100トンということになります。

なお、当町、千曲市から排出される可燃ごみのほか、長野市の一部からの焼却分を加える予定となっており、今後、関係市町村から排出される可燃ごみの推移を見る中で、長野市のエリアを決定していくとされております。

また、焼却方式は、可燃ごみを火格子、これ、ストーカですね、この上を移動させながら乾燥、燃焼を行う、いわゆるストーカ式焼却炉を採用しており、24時間運転を行い、安全に運転できるよう、2炉を約3か月に1度の定期点検を繰り返しながら運転する予定となっております。

次に、今までの分別方法や焼却対象に変化があるかでございますが、先ほど申し上げました可燃性の粗大ごみを受け入れることができる施設としましたが、基本的には分別方法、焼却対象物に変化はありません。これまでどおり適正な分別を行い、ごみ収集所へ排出していただきたいと考えております。

最後に、(ハ) 余熱有効利用についてでございますが、焼却する過程で発生する熱エネルギーの利用方法は、発電した電気を施設内で利用するほか、余力電力は売電を予定しております。併せて、蒸気からお湯を沸かし、温水は施設内で使用するとともに、体験学習棟を併設し、利用する予定となっております。

分別できるものは資源として回収することで、可燃ごみの減量化を行い、施設の延命化を図っていくことは、関係市町村の今後の大きな責務であると考えているところから、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、適正な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

2番(小宮山君) 急がせて申し訳ありません。アウトラインが分かりました。

1点、分別の仕方なんですけれども、現在、坂城町と千曲市ではプラスチック製品というのを

燃料ごみとして燃やしているわけで、それで、上田広域はそれなくて不燃物として分けているということです。それで、長野市どうかというふうに思ったところ、調べたところ、長野市の場合は、プラスチック製品でも柔らかいもの、ビニールホース、ビニールシート、そういうものは可燃ごみ、それから硬いもの、おもちゃとかバケツとか洗面器とか、そういう硬いプラスチック製品というのは不燃ごみとして分けて焼却に回していないということで、これ、B施設が開始になったら千曲市とか坂城町は今までどおり、長野市が一部入るということですが、そちらはそちらの今までのやり方どおりということになるんでしょうか。

住民環境課長（関君） プラスチックの関係の分別についてでございますが、坂城町と千曲市におきましては、従来どおり可燃ごみとして収集させていただきまして、B焼却施設へ運搬して焼却する予定になっております。長野市も、長野市の収集の方法に従いまして行うことになっておりますので、分別をするものと区分けがされたりとかする中で収集して燃やすごみになると思いません。

ただこれが、先ほど申しましたが、令和4年度、製品のプラスチックの分別が予定されていることもございますので、そのときは、また協議をする中で状況を見て、回収するものも分別の品目になるかと思っておるところでございます。

2番（小宮山君） 私、今までの葛尾の焼却炉、それと比べてB施設に対して非常に期待感を持っているのは、発電施設を有する、その点が非常に大きいと思います。ちょっと調べたところ、日本で——一般廃棄物発電、ごみ発電と言うそうなんです、その日本中の新しいタイプの焼却、B施設みたいなその焼却場の、今、現在の発電総量というのは、一般家庭の321万世帯、平成30年度の資料だっと思っておりますが、321万世帯の年間電力使用量を賄うと、それを見てびっくりしました。長野県の世帯数が83万世帯ぐらいらしいです。そうすると、長野県規模の県の4県分をごみ発電が賄うと。サーマルリサイクルというのは、何か国際的には認められないようですが、このサーマルリサイクルというのを積極的に活用しない手はないと私は思っています。ただ、課長さんがさっき申し上げたように、今度の令和4年の法改正でもって、もしかしたらその容器包装プラスチックとプラスチック製品とか一緒になって、それを資源物としてというようなサーマルリサイクルじゃなくて、そういう方向になるかもしれないという見通しは、非常に私、首をかしげてしまいます。

それはさておき、まとまりのない質問で申し訳ありません。ごみ問題の何か目覚めたとは言いませんが、スタート、とば口に立ったような気がしています。いろいろありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時23分)

